

別 冊

富津市国民保護計画



令和5年11月

富津市

目 次

第 1 編	総論	
第 1 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	・ ・ ・ 1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	・ ・ ・ 1
2	市国民保護計画の構成	・ ・ ・ 1
3	市国民保護計画の特色	・ ・ ・ 2
4	富津市地域防災計画等との関連	・ ・ ・ 2
5	市国民保護計画の見直し、変更手続	・ ・ ・ 3
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	・ ・ ・ 3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱	・ ・ ・ 5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	・ ・ ・ 6
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	・ ・ ・ 9
1	地形	・ ・ ・ 9
2	気候	・ ・ ・ 9
3	人口分布	・ ・ ・ 9
4	道路の位置等	・ ・ ・ 9
5	鉄道、港湾の位置等	・ ・ ・ 10
6	その他	・ ・ ・ 12
7	本市での留意事項	・ ・ ・ 12
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	・ ・ ・ 14
1	武力攻撃事態	・ ・ ・ 14
2	緊急処理事態	・ ・ ・ 14
3	N B C 攻撃の場合の対応	・ ・ ・ 15
第 2 編	武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処	
第 1 章	平素からの備え	・ ・ ・ 17
第 1	市における組織・体制の整備	・ ・ ・ 17
1	市の各部等における平素の業務	《全庁》 　・ ・ ・ 17
2	関係機関との連携体制の整備	《全庁》 　・ ・ ・ 23
3	通信の確保	《総務部、消防本部》 　・ ・ ・ 26
4	情報収集・提供等の体制整備	《全庁》 　・ ・ ・ 26
5	研修及び訓練	《全庁》 　・ ・ ・ 32
第 2	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	・ ・ ・ 34
1	避難に関する基本的事項	《全庁》 　・ ・ ・ 34
2	避難実施要領のパターンの作成	《総務部》 　・ ・ ・ 35
3	救援に関する基本的事項	《総務部、健康福祉部》 　・ ・ ・ 35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	《総務部、企画政策部、建設経済部》 　・ ・ ・ 36
5	避難施設の指定への協力	《総務部》 　・ ・ ・ 36
6	生活関連等施設の把握等	《総務部、建設経済部、消防本部》 　・ ・ ・ 36
第 3	物資及び資材の備蓄、整備	・ ・ ・ 38

1	市における備蓄	《全庁》	・ ・ ・ 38
2	市等が管理する施設及び設備の整備及び点検等	《全庁》	・ ・ ・ 39
第4	要配慮者の支援体制の整備		・ ・ ・ 40
1	要配慮者に関する配慮	《全庁》	・ ・ ・ 40
2	社会福祉施設等における備え	《総務部、健康福祉部》	・ ・ ・ 40
3	児童・生徒等の避難時の配慮	《総務部、健康福祉部、教育部》	・ ・ ・ 40
4	外国人に対しての配慮	《総務部、企画政策部、市民部、健康福祉部》	・ ・ ・ 41
第5	国民保護に関する理解の促進		・ ・ ・ 42
1	理解の促進	《総務部、企画政策部、市民部、健康福祉部》	・ ・ ・ 42
2	防災に関する啓発との連携	《総務部、消防本部》	・ ・ ・ 42
3	学校における教育	《教育部》	・ ・ ・ 42
第2章	武力攻撃事態及び予測事態への対処		・ ・ ・ 43
第1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置		・ ・ ・ 43
1	初動時情報連絡体制	《全庁》	・ ・ ・ 43
2	市国民保護等連絡室の設置	《関係各部等》	・ ・ ・ 43
3	市国民保護等緊急対策本部の設置	《全庁》	・ ・ ・ 45
4	市国民保護対策本部に移行する場合の調整	《全庁》	・ ・ ・ 46
第2	市国民保護対策本部の設置等		・ ・ ・ 47
1	市対策本部の設置等	《全庁》	・ ・ ・ 47
2	通信の確保	《本部班》	・ ・ ・ 57
第3	関係機関相互の連携		・ ・ ・ 58
1	国・県の対策本部との連携	《本部班》	・ ・ ・ 58
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	《本部班、広報班》	・ ・ ・ 58
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	《本部班》	・ ・ ・ 59
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	《総務班》	・ ・ ・ 59
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	《本部班、総務班》	・ ・ ・ 60
6	市の行う支援	《本部事務局》	・ ・ ・ 60
7	自主防災組織等に対する支援	《本部事務局、市民部、健康福祉部、建設経済部》	・ ・ ・ 61
8	住民への協力要請	《関係各部等》	・ ・ ・ 62
第4	警報及び避難の指示等		・ ・ ・ 63
1	警報の伝達等	《本部事務局、市民班、福祉班、消防本部》	・ ・ ・ 63
2	避難住民の誘導等	《本部事務局、健康福祉部、消防部》	・ ・ ・ 66
第5	救援		・ ・ ・ 75
1	救援の実施	《本部事務局、市民班、環境班、健康福祉部、建設経済部、教育部、消防部》	・ ・ ・ 75
2	関係機関との連携	《本部事務局、健康福祉部、建設経済部》	・ ・ ・ 76
3	救援の内容	《本部事務局》	・ ・ ・ 76

第 6	安否情報の収集・提供		・ ・ ・ 77
1	安否情報の収集	《本部事務局、関係各部等》	・ ・ ・ 78
2	県に対する報告	《本部事務局、市民班》	・ ・ ・ 78
3	安否情報の照会に対する回答	《市民班》	・ ・ ・ 78
4	日本赤十字社に対する協力	《市民班、福祉班》	・ ・ ・ 80
第 7	武力攻撃災害への対処		・ ・ ・ 81
1	武力攻撃災害への対処	《本部事務局、関係各部等》	・ ・ ・ 81
2	応急処置等	《本部事務局、関係各部等》	・ ・ ・ 82
3	生活関連等施設における災害への対処等	《本部事務局、関係各部等》	・ ・ ・ 87
4	N B C 攻撃による災害への対処等	《本部事務局、医療班、消防部》	・ ・ ・ 89
第 8	被災情報の収集及び報告		・ ・ ・ 92
1	被災情報の収集及び報告	《本部事務局、調査班、住宅班、消防部》	・ ・ ・ 92
第 9	保健衛生の確保その他の措置		・ ・ ・ 93
1	保健衛生の確認	《本部事務局、環境班、健康福祉部》	・ ・ ・ 93
2	廃棄物の処理	《環境班》	・ ・ ・ 94
第 10	国民生活の安定に関する措置		・ ・ ・ 95
1	生活関連物質等の価格安定	《市民部、建設経済部》	・ ・ ・ 95
2	避難住民等の生活安定	《市民部、健康福祉部、建設経済部、教育部》	・ ・ ・ 95
3	生活基盤等の確保	《本部事務局、住宅班、土木班》	・ ・ ・ 96
第 11	特殊標章等の交付及び管理		・ ・ ・ 97
1	特殊標章等	《全庁》	・ ・ ・ 97
2	特殊標章等の交付及び管理	《総務部、消防本部》	・ ・ ・ 98
3	特殊標章等に係る普及啓発	《総務部、健康福祉部、教育部、消防本部》	・ ・ ・ 98
第 3 編	緊急処理事態への備えと対処		・ ・ ・ 99
第 1 章	総論		
第 1	基本的考え方		・ ・ ・ 99
第 2	事態想定ごとの被害概要		・ ・ ・ 100
1	攻撃対象施設等による分類		・ ・ ・ 100
2	攻撃手段による分類		・ ・ ・ 101
第 3	平素からの備え		・ ・ ・ 102
1	市が管理する公共施設における警戒	《関係各部等》	・ ・ ・ 102
2	対処マニュアル等の整備及び留意点	《関係各部等》	・ ・ ・ 102
第 2 章	緊急処理事態への対処		・ ・ ・ 103
第 1	事態認定前の対処		・ ・ ・ 103
1	初動時情報連絡体制	《全庁》	・ ・ ・ 103
2	市国民保護等連絡室の設置	《関係各部等》	・ ・ ・ 103

3	市国民保護等緊急対策本部の設置	《全庁》	・ ・ ・ 105
4	市緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整	《全庁》	・ ・ ・ 108
第2	市緊急処理事態対策本部の設置等		・ ・ ・ 109
1	市緊急処理事態対策本部の設置手順	《全庁》	・ ・ ・ 109
2	その他市緊急処理事態対策本部関連事項	《全庁》	・ ・ ・ 109
第3	関係機関相互の連携と主な役割		・ ・ ・ 110
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割		・ ・ ・ 110
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割		・ ・ ・ 112
第4	緊急処理事態への対処上の留意点		・ ・ ・ 122
1	緊急処理事態における警報の通知及び伝達		・ ・ ・ 122
2	特殊標章等の標章の取扱い		・ ・ ・ 122
3	国民経済上の措置の取扱い		・ ・ ・ 122
第4編	復旧等		
第1章	応急の復旧		・ ・ ・ 123
1	基本的考え方	《関係各部等》	・ ・ ・ 123
2	公共的施設の応急の復旧《本部班、総務班、環境班、建設経済部》		・ ・ ・ 123
第2章	武力攻撃災害等の復旧		・ ・ ・ 125
1	国における所要の法制の整備等		・ ・ ・ 125
2	市が管理する施設及び設備の復旧	《関係各部等》	・ ・ ・ 125
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等		・ ・ ・ 126
1	国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求		・ ・ ・ 126
		《関係各部等》	
2	損失補償及び損害補償	《関係各部等》	・ ・ ・ 126
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	《財務班》	・ ・ ・ 126
4	他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁	《財務班》	・ ・ ・ 127

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱

第 4 章 市の地理的、社会的特徴

第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、富津市の国民保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という）の趣旨、構成について定める。

1. 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2. 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第 3 編 緊急対処事態への備えと対処

第 4 編 復旧等

3. 市国民保護計画の特色

(1) 策定の基本的考え方

市国民保護計画の作成に当たっては、「基本指針」、「県国民保護計画」、「市町村国民保護モデル計画」に基づき、「富津市地域防災計画」を参考に作成した。

(2) 富津市の実情・特色にあった計画

本市は、房総半島の中西部東京湾側に位置し、南北40キロメートルに及ぶ海岸線を有している。また、北西部には火力発電所をはじめとする工業地帯が広がり、市街地、山間部や田園地帯など多様な地域特色を有していることを考慮し策定した。

(3) 大規模テロなどの記述を充実

火力発電所等で発生することが想定される大規模テロについて、対応モデルを提示するなど具体的な記述に努めた。

(4) 初動体制を充実

国における事態認定前であっても緊急事態が発生した場合における初動対応を切れ目のないものとするよう体制の充実を図った。

(5) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障がい者等の要配慮者をはじめとして、市民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

4. 富津市地域防災計画等との関連

(1) 富津市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「富津市地域防災計画」の内容を参考とした。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「富津市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連

本市においては、火力発電所・技術研究所などが立地していることから、当該施設を対象とした武力攻撃災害や緊急処理事態における災害の対処が必要となる。

これらの災害への対処については、千葉県石油コンビナート等防災計画に基づく対処を考慮し行うものとする。

※ 当市は、石油コンビナート等特別防災区域外であるが君津市の工業地域と隣接するため、千葉県石油コンビナート等防災計画を参考とする。

5. 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、千葉県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針を以下のとおり定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者・障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報の伝達や避難誘導、救援などについて、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

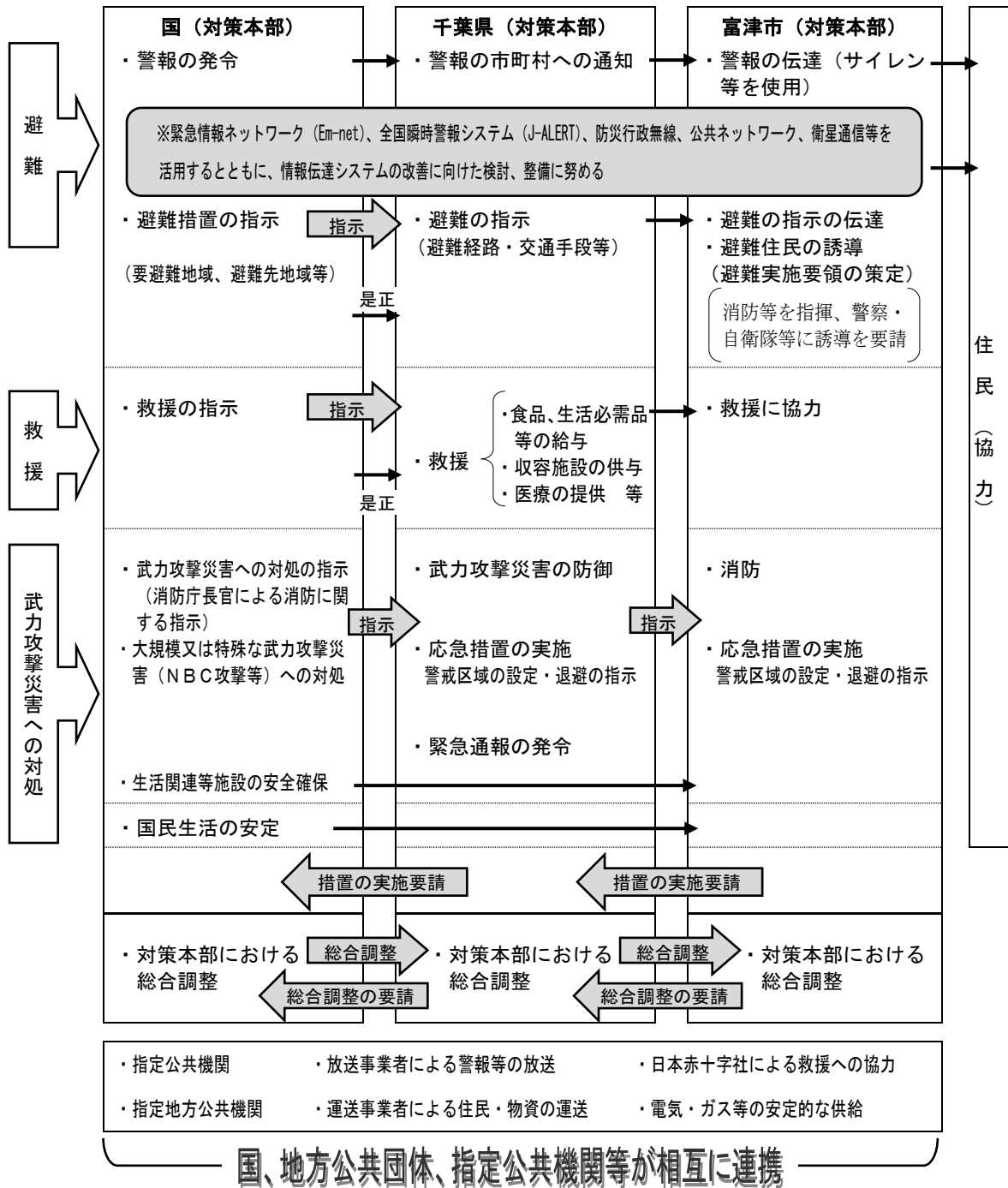
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※ 国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1. 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

○ 市

	事務又は業務の大綱
富 津 市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○ 県

	事務又は業務の大綱
千 葉 県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援 2 農業用ダム等の安全確保 3 N B C（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農産物の安全性確認 4 家畜保護に関する配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産業関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安 監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保

第三管区海上保安本部	3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
------------	---

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路、空港の管理者	1 道路及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮すべき地理的、社会的特徴とそれらを踏まえた留意事項を以下のとおりとする。

1. 地形

富津市は千葉県南部、房総半島の中西部に位置し、北東部を君津市、東南部を鴨川市、南部は鋸南町に接し、西部は東京湾に臨み対岸に神奈川県横須賀市と相對している。面積は205.40平方キロメートルを有しており、北部はおおむね平坦で田畑が多く、砂土であるため、地味は余り肥沃ではないが灌漑により耕作に適していると同時に、富津沖埋立により大規模な火力発電所、技術研究所等があり工業地帯を形成している。また、鹿野山（標高379.0メートル）、鋸山（同329.5メートル）、高宕山（同330.1メートル）、などの山々が連なりこれらを源流とする小糸川、染川、湊川、金谷川があり、更に中部には、岩瀬川、小久保川、南部には白狐川などがあり、それぞれ東京湾に注いでいる。これらの流域には、帯状に耕地が開けており水と気候に恵まれ、米穀、そ菜園芸に適している。また、東部から南部にかけての山間部は、豊かな森林資源等にも恵まれている。更には、東京湾に突出した富津岬があり、海岸線は南北に約40キロメートルに及び豊かな観光資源に恵まれ南房総国定公園となっている。【図1】

2. 気候

本市における気象は、平均気温は15℃前後で温暖であり、平均降雨量は2,000mm程度である。春と秋に降雨量が多く特に雷や台風によるものは、降雨が急激であるため、日雨量が多く排水しきれず出水の原因となっている。

3. 人口分布

本市の人口は令和5年3月1日現在40,474人、17,543世帯が在住し、人口密度は197人／km²である。

富津地区に市の人口の約5割1分近くが居住しているほか、大佐和地区に約2割6分、天羽地区に約2割3分と人口が分布している。

また、年齢5歳階級別分布をみると、70～74歳の階級（いわゆる団塊の世代）の総人口に占める割合が最も高くなっている。

4. 道路の位置等

本市の幹線道路網の状況は、館山自動車道（高速自動車国道）が君津市から富津中央ICを通過し富津竹岡ICまで、富津館山道路（自動車専用道路）が富津竹岡ICから富津金谷ICを通過し館山方面に縦断している。国道127号が、君津市から東側に接続し、中央部を横断し、館山方面に通過している。また、国道16号が北部の臨海部に沿って通っており、国道465号と接続し、国道127号の機能を補完している。【図2】

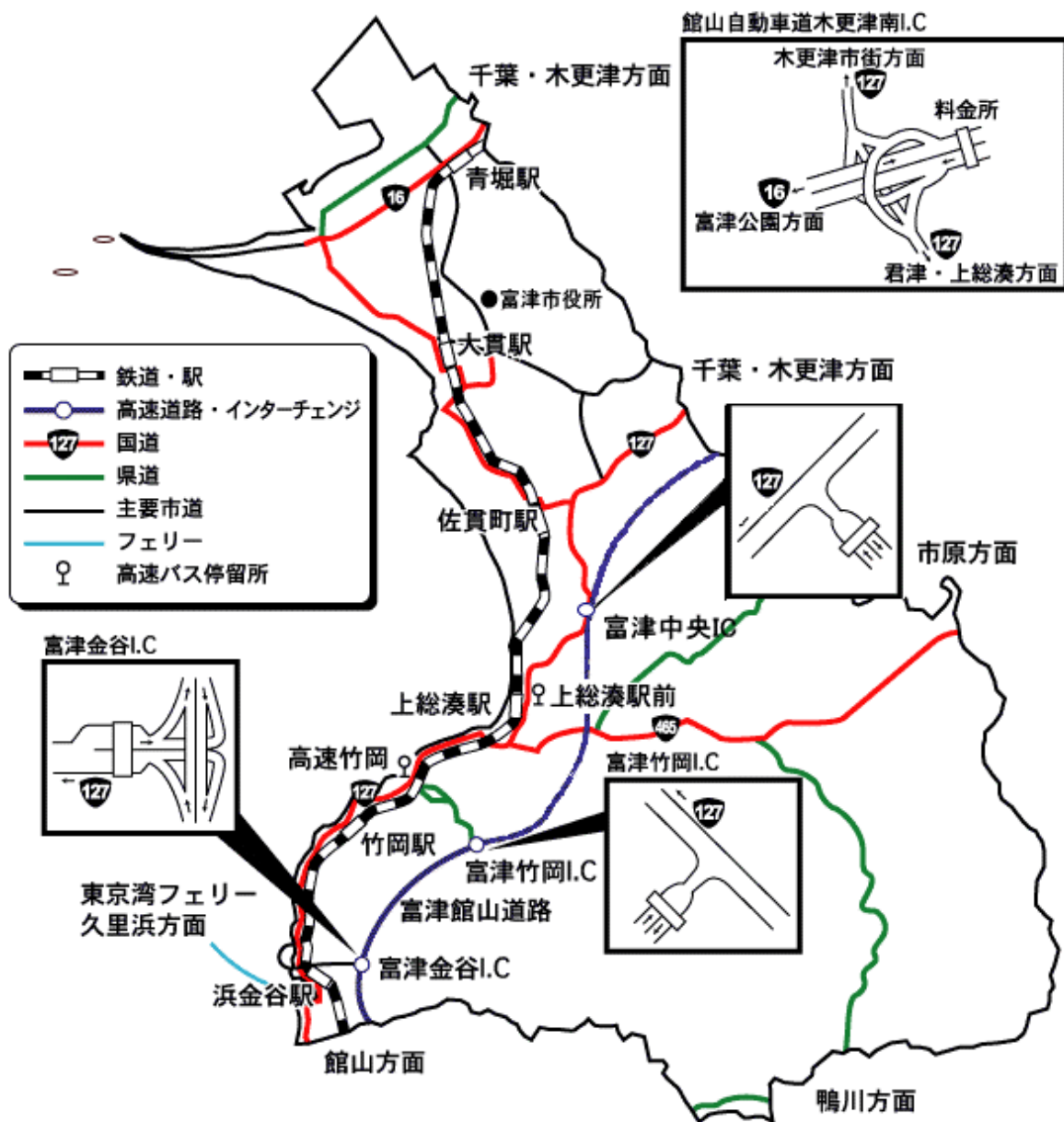
5. 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、J R内房線が海岸沿いに千葉・木更津方面から館山方面に延びており、千葉・木更津方面から青堀駅、大貫駅、佐貫町駅、上総湊駅、竹岡駅、浜金谷駅がある。

港湾は、北から木更津港、上総湊港、浜金谷港が存在し、浜金谷港から久里浜へ東京湾フェリーが運航されている。



【図2】 本市の道路・鉄道・港湾等の位置



6. その他

(1) 本市における人口流動

①通勤・通学者の状況

本市に在住している通勤・通学者のうち約54.0%（11,590人）が市外へ、本市に通勤・通学している人の約44.5%（7,896人）が市外在住となっている。

②本市における観光客数

市内観光客数は、令和4年度現在、年間118万人程度となっている。（千葉県統計年鑑）

【表1】

本市における通勤・通学者数

（令和2年国勢調査）

（富津市在住の通勤・通学者数）

	人数	割合
総数	21,449	100.0%
富津市内	9,859	46.0%
富津市外	11,590	54.0%
君津市	4,040	18.8%
木更津市	3,277	15.3%
千葉市	592	2.8%
市原市	536	2.5%
袖ヶ浦市	605	2.8%
23 区内	422	2.0%
その他	1,007	4.7%
不詳	1,111	5.2%

（富津市への通勤・通学者数）

	人数	割合
総数	17,755	100.0%
富津市内	9,859	55.5%
富津市外	7,896	44.5%
君津市	3,387	19.1%
木更津市	2,287	12.9%
袖ヶ浦市	413	2.3%
鋸南町	209	1.2%
千葉市	275	1.5%
市原市	283	1.6%
その他	1,042	5.9%

※小数点第2位を四捨五入しているため合計が合わないことがある

7. 本市での留意事項

本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの発生に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

(1) 市内立地施設に係る留意事項

臨海部において電力施設やガス施設が立地していることから以下の点に留意すべきである。

- ・液化天然ガスなどの可燃性物質の大規模な爆発が発生した場合、爆風、放射熱等の影響が広範囲に及ぶおそれがある。

(2) 人口流動に係る留意事項

通勤・通学、観光客などの交流人口が多いことから、帰宅困難者対策について、以下の点に留意すべきである。

- ・「むやみに移動を開始しない」を基本原則とする。
- ・企業等に所属しない人に対しては速やかに帰宅を支援する必要がある。
- ・企業等に所属する人でも本市に留まった後は整然と帰宅させる必要があることから、徒歩帰宅支援及び搬送のための対策を実施する必要がある。
- ・帰宅支援の準備が整うまでの期間、一時的に避難可能な施設の検討等を行う必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1. 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態（4類型）を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2. 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態例を対象とする。

なお、市は、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態の対処に準じて行う。

分類	類 型	事 態 例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、駅、バスターミナル等の爆破 ・列車等の爆破 ・政治経済活動の中核（市役所、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射性物質の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3. NBC*攻撃の場合の対応

※NBC：「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称

1 核兵器等

- 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
- 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線

や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射性障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射線による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
- 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

2 生物兵器

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器

- 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定制又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 市における組織・体制の整備

節	項目	担当部・班等
1	市の各部等における平素の業務	全庁
2	関係機関との連携体制の整備	全庁
3	通信の確保	総務部、消防本部
4	情報収集・提供等の体制整備	全庁
5	研修及び訓練	全庁

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 市における組織・体制の整備

1. 市の各部等における平素の業務

《全庁》

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

(1) 市の各部等における平素の業務

《全庁》

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとする。

【市の各部等における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務部	・市国民保護協議会に関すること ・市国民保護計画に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・国民保護に関する各部局間の調整に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・安否情報及び被害情報の収集に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・特殊標章の交付体制に関すること ・避難施設の指定に関すること ・備蓄物資に関すること ・その他各部局に属しない武力攻撃災害対応体制に関すること
企画政策部	・公共交通の状況調査に関すること ・かずさ水道広域連合企業団との調整に関すること ・その他企画政策部に関する武力攻撃災害対応体制に関すること
市民部	・し尿及び廃棄物処理に関すること ・死体の処理及び埋火葬に関すること ・放射性物質の対策に関すること ・自治会との連絡調整に関すること ・その他市民部に関する武力攻撃災害対応体制に関すること

部局名	平素の業務
健康福祉部	・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること ・ 医療及び医薬品等の供給に関すること ・ その他健康福祉部に関する武力攻撃災害対応体制に関すること
建設経済部	・ 救援物資の確保及び運送体制に関すること ・ 道路及び橋梁に関すること ・ 河川及び港湾施設に関すること ・ 公園施設及び市営住宅に関すること ・ 農業施設及び観光施設等に関すること ・ その他建設経済部に関する武力攻撃災害対応体制に関すること
消防本部	・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・ 危険物質の保安対策に関すること ・ 住民の避難誘導に関すること ・ その他消防本部に関する武力攻撃災害対応体制に関すること
教育部	・ 児童・生徒等の安全及び避難に関すること ・ 学用品の確保及び調達に関すること ・ その他教育部に関する武力攻撃災害対応体制に関すること
議会事務局	・ 総務部に対する応援のための体制整備に関すること ・ 武力攻撃災害に係る議会との連絡調整に関すること
農業委員会事務局	・ 建設経済部に対する応援のための体制整備に関すること
選挙管理委員会事務局	・ 総務部に対する応援のための体制整備に関すること
監査委員事務局	・ 総務部に対する応援のための体制整備に関すること
会計課	・ 総務部に対する応援のための体制整備に関すること

(2) 市職員の参集基準

《全庁》

ア 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備するものとする。

イ 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、「富津市地域防災計画」における「災害応急活動体制」を活用し、24時間即応可能な体制を確保するものとする。

ウ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

体 制	体制の判断基準		
	事態認定前	事態認定後	
初動時情報連絡体制	情報収集等の対応が必要な場合	市国民保護対策本部の通知なし	情報収集等の対応が必要な場合
市国民保護等連絡室体制	全庁対応は不要だが、情報の分析、関係機関との連絡・調整等による対応が必要な場合		全庁対応は不要だが、情報の分析、関係機関との連絡・調整等による対応が必要な場合
市国民保護等緊急対策本部体制	全庁での対応が必要な場合		全庁での対応が必要な場合
市国民保護対策本部体制		対策本部通知あり	全庁での対応が必要な場合

・市国民保護等連絡室は、総務部長が設置し、そのことについて速やかに市長に報告する。

・市国民保護等緊急対策本部は、市長が設置する。

・市国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知に基づき市長が設置する。

【職員参集基準】

体 制	職員の参集を要する部署	参 集 者
初動時情報連絡体制	・ 防災安全課	富津市地域防災計画に基づき年度毎に示す職員配備計画における風水害時の第1配備の要員を参集する。
市国民保護等連絡室体制	・ 防災安全課 ・ 総務課 ・ 秘書広報課 ・ 天羽行政センター ・ 建設課 ・ 農林水産課 ・ 消防本部のうち消防長が指定する課	富津市地域防災計画に基づき年度毎に示す職員配備計画における地震・津波時の第1配備の要員を参集する。
市国民保護等緊急対策本部体制	・ 全課等	富津市地域防災計画に基づき年度毎に示す職員配備計画における地震・津波時の第5配備の要員を参集する。
市国民保護対策本部体制	・ 全課等	富津市地域防災計画に基づき年度毎に示す職員配備計画における地震・津波時の第5配備の要員を参集する。

エ 職員への連絡手段の確保

庁議の構成員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常時携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

オ 職員の参集が困難な場合の対応

庁議の構成員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、当該職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、代替職員を定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、市対策本部員の代替職員については、各部等であらかじめ順位を定めておくものとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

- | | |
|------------|------------|
| (ア) 市対策本部長 | 第1位 副市長 |
| | 第2位 総務部長 |
| | 第3位 企画政策部長 |
| | 第4位 市民部長 |
| | 第5位 健康福祉部長 |
| | 第6位 建設経済部長 |

- 第7位 教育部長
- 第8位 議会事務局長

(イ) 市対策副本部長

- 第1位 総務部長
- 第2位 企画政策部長
- 第3位 市民部長
- 第4位 健康福祉部長
- 第5位 建設経済部長
- 第6位 教育部長
- 第7位 議会事務局長

カ 職員の服務基準

市は、市国民保護等連絡室体制、市国民保護等緊急対策本部体制、市国民保護対策本部体制の各体制に応じて、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

キ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定めるものとする。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

(3) 消防機関の体制

《消防本部》

ア 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

イ 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防団本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続き等

《全庁》

ア 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続き項目ごとに担当部等が処理するものとする。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応するものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】

救済手続	内容
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の収容に関する事 (国民保護法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事 (国民保護法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事 (国民保護法第82条)
	応急公用負担に関する事 (国民保護法第113条第1項・5項)
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事 (国民保護法第6条、175条)	
訴訟に関する事 (国民保護法第6条、175条)	

イ 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、「富津市文書管理規程」等の定めるところにより、適切に保存するものとする。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

2. 関係機関との連携体制の整備

《全庁》

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

(1) 基本的考え方

ア 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備するものとする。

イ 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとする。

ウ 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図るものとする。

(2) 県との連携

ア 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図るものとする。

イ 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段などの避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図るものとする。

ウ 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図るものとする。

エ 富津警察署との連携

市長は、自らが管理する道路において、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、富津警察署（以下「警察」という。）と必要な連携を図るものとする。

(3) 近接市町との連携

ア 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図るものとする。

特に広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する君津市、鴨川市及び鋸南町との間で緊密な情報の共有を図るものとする。

イ 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るものとする。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るものとする。

(4) 指定公共機関等との連携

《総務部、企画政策部、健康福祉部、建設経済部》

ア 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくものとする。

イ 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、一般社団法人君津木更津医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図るものとする。

ウ 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図るものとする。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るものとする。

(5) 自主防災組織等に対する支援

《総務部、市民部、健康福祉部、消防本部》

ア 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるように配慮する。また、国民保護措置についての訓練の充実を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援のための設備等の充実を図る。

イ 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

3. 通信の確保

《総務部、消防本部》

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会※との連携に十分配慮するものとする。

※非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルート複数化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めるものとする。

また、市は、防災行政無線等により県に準じた通信体制の整備を図り、通信の確保に努めるものとする。

4. 情報収集・提供等の体制整備

《全庁》

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

ア 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

イ 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意するものとする。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段（「防災行政無線」等）を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行うものとする。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の複数化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム [※] 等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

※ヘリコプターテレビ電送システム：ヘリコプターに搭載したTVカメラで地上の災害現場の状況などを撮影し、地上に電送するシステム

ウ 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努めるものとする。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

ア 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を

構築するなど、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ定めておくものとする。

イ 防災行政無線の整備等

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を図る。

同報系無線局については、デジタル化とともに、子局を利用した双方向通信の実現により情報の伝達、収集手段の多ルート化を図る。

また、子局の整備に合わせ、戸別受信機の整備を図り難聴地域の解消に努める。

移動系無線局については、通信体制を確立するため、免許更新時期を踏まえ、電波法令に適合した機器の整備を図るとともに、免許を必要としない新たな移動系無線機を整備し、伝送路の複数化を図る。

ウ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

エ 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築するものとする。また、必要に応じて木更津海上保安署との協力体制を構築する。

オ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運算17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

カ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めるものとする。

キ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進するものとする。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めるものとする。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア 安否情報の種類及び報告様式

市が収集及び報告すべき情報は、下欄の【収集・報告すべき情報】のとおりとする。

また、市が県に安否情報を報告する様式は、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告するものとする。

なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書によることとする。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

イ 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行うものとする。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行うものとする。

ウ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否確認の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

ア 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

なお、市から県への被災情報の収集・報告については、「被災情報の報告様式」を使用するとともに、個人情報保護法及び富津市個人情報保護条例の規定に基づき被災者の個人情報の取扱いに留意するものとする。

【様式 被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
富津市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

- (1) 発生日時 年 月 日
(2) 発生場所 富津市〇丁目△番地 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住屋被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽症			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡者の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

イ 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努めるものとする。

5. 研修及び訓練

《全庁》

市は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、市における研修及び訓練のあり方について、以下のとおり定める。

(1) 研修

《総務部》

ア 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の見地を有する職員を育成するため、千葉県消防学校、市町村アカデミー、千葉県自治研修センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会の確保に努めるものとする。

イ 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

ウ 外部有識者等における研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国民保護及び危機管理に関して知見を有する自衛隊、第三管区海上保安本部、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用するものとする。

(2) 訓練

《全庁》

ア 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、木更津海上保安署、自衛隊等との連携を図るものとする。

訓練は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有なものうち、富津市の特性に合った訓練等を選び、市内の人口密集地を含む様々な場所や想定で行う。

この際、実際に使用する資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

イ 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ①市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ②警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③避難誘導訓練及び救援訓練

ウ 訓練に当たっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区・自治会、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④市は、区・自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

節	項目	担当部・班等
1	避難に関する基本的事項	全庁
2	避難実施要領のパターンの作成	総務部
3	救援に関する基本的事項	総務部、健康福祉部
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	総務部、企画政策部、建設経済部
5	避難施設の指定への協力	総務部
6	生活関連等施設の把握等	総務部、建設経済部、消防本部

第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの構えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1. 避難に関する基本的事項

《全庁》

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備するものとする。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 市の地図
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、該当データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 区・自治会、自主防災組織等の連絡先一覧
- 消防機関のリスト
- 富津市避難行動要支援者避難支援プラン
- 避難行動要支援者名簿

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を参考とすることが重要である。

(2) 近接市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近接する市（君津市・鴨川市・鋸南町）と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保するものとする。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定））」に基づき作成した「富津市避難行動要支援者避難支援プラン」を参考とし、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう避難対策を講じるものとする。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておくものとする。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認するものとする。

2. 避難実施要領のパターンの作成

《総務部》

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察、木更津海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3. 救援に関する基本的事項

《総務部、健康福祉部》

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を該当市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておくものとする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保するものとする。

4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

《総務部、企画政策部、建設経済部》

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有するものとする。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道 （路線名、終始点駅名、線路図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾 （港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運輸を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有するものとする。

5. 避難施設の指定への協力

《総務部》

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知するものとする。

6. 生活関連等施設の把握等

《総務部、建設経済部、消防本部》

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点（平成27年4月）」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全保障措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬及び劇薬（医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第 3 物資及び資材の備蓄、整備

節	項目	担当部・班等
1	市における備蓄	全庁
2	市等が管理する施設及び設備の整備及び点検等	全庁

第3 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1. 市における備蓄

《全庁》

(1) 防災のための備蓄との関係

市は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり、市地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ必要な物資及び資材を、備蓄し整備するものとする。

なお、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものは兼用する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応するものとする。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するものとする。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備するものとする。

(4) 平素からの市民自らの備蓄について

市が備蓄している物資や資材のみでは、限界があるため、市は、市民が平素から食料や生活必需品等について自ら備蓄するよう啓発していく。

2. 市等が管理する施設及び設備の整備及び点検等

《全庁》

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備や点検をするものとする。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、ライフライン事業者が行う自然災害に対する既存の予防措置等と連携・協力し、その機能の確保・維持に努めるものとする。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

第4 要配慮者の支援体制の整備

節	項目	担当部
1	要配慮者に関する配慮	全庁
2	社会福祉施設等における備え	総務部、健康福祉部
3	児童・生徒等の避難時の配慮	総務部、健康福祉部、教育部
4	外国人に対しての配慮	総務部、企画政策部、市民部、健康福祉部

第4 要配慮者の支援体制の整備

高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人といったいわゆる要配慮者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1. 要配慮者に関する配慮

《全庁》

市は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- ア 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- イ 生活支援のための人材確保
- ウ 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- オ 病状あるいは障がいの状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- カ 避難施設又は居宅への必要な資機材の設置又は配布
- キ 避難施設又は居宅への相談員等の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ク 避難行動要支援者（要配慮者のうち、自ら避難することが困難なものであって、円滑、迅速な避難のために特に支援が必要な者）に対する優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2. 社会福祉施設等における備え

《総務部、健康福祉部》

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとなっている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

3. 児童・生徒等の避難時の配慮

《総務部、健康福祉部、教育部》

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

4. 外国人に対しての配慮

《総務部、企画政策部、市民部、健康福祉部》

市は、外国語版のパンフレット等を作成することにより外国人に対して武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うものとする。

第5 国民保護に関する理解の促進

節	項目	担当部・班等
1	理解の促進	総務部、企画政策部、市民部、健康福祉部
2	防災に関する啓発との連携	総務部、消防本部
3	学校における教育	教育部

第5 国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについてあらゆる機会を通じ、説明会等を行い、国民保護に関する理解の促進を図るため、以下のとおり定める。

1. 理解の促進

《総務部、企画政策部、市民部、健康福祉部》

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に広報活動を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施し、理解を深めてもらうものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により、理解を深めてもらうものとする。

2. 防災に関する啓発との連携

《総務部、消防本部》

市は、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への理解の促進を図るものとする。

3. 学校における教育

《教育部》

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

節	項目	担当部・班等
1	初動時情報連絡体制	全庁
2	市国民保護等連絡室の設置	関係各部等
3	市国民保護等緊急対策本部の設置	全庁
4	市国民保護対策本部に移行する場合の調整	全庁

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、初動体制を迅速に確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定の前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

1. 初動時情報連絡体制

《全庁》

消防機関等からの連絡その他の情報により、市の各部等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総務部長及び防災安全課長に報告する。

総務部長は、直ちにその旨を市長及び副市長に報告し、必要に応じて県へ連絡する。
また、担当課である防災安全課は情報収集等の対応にあたる。

2. 市国民保護等連絡室の設置

《関係各部等》

(1) 市国民保護等連絡室の設置

総務部長は、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、市として情報収集・分析を行うため市国民保護等連絡室を速やかに設置するとともに県に報告する。

市国民保護等連絡室は、総務部長など事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、市国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連が低い場合などでも必要に応じて設置する。

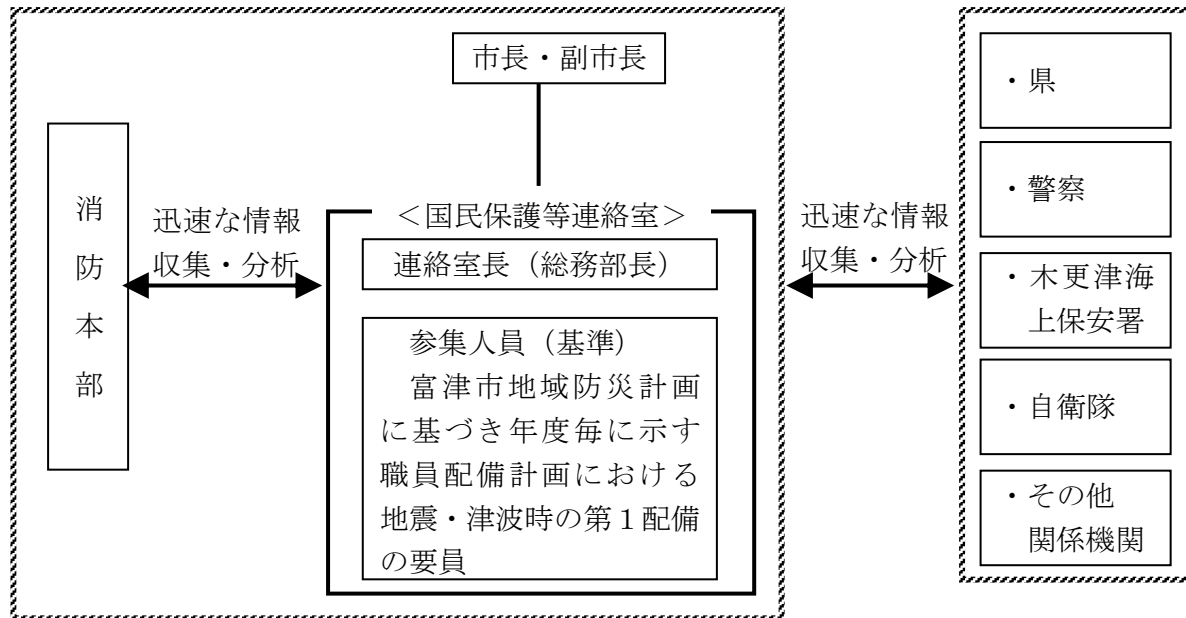
(2) 関係機関等への情報提供

市国民保護等連絡室は、県、警察、消防本部、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関係する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(3) 市国民保護等連絡室の廃止

総務部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、市国民保護等連絡室を廃止するとともに、県に報告する。

【市国民保護等連絡室の組織構成図】



3. 市国民保護等緊急対策本部の設置

《全庁》

(1) 市国民保護等緊急対策本部の設置

市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、市国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

(2) 緊急対策本部の組織及び各部の主な業務

緊急対策本部の組織は、市対策本部の組織を準用する。また、緊急対策本部各部の主な業務は、市対策本部の業務を準用する。（49ページ以降参照）

(3) 現地緊急対策本部の設置

市長は、被害状況や住民の避難状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。

なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部副本部長、本部長付、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 県への連絡

市は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに県に連絡する。

(5) 関係機関等への情報提供

緊急対策本部は、県、警察、消防本部、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関係する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(6) 事態認定前における初動措置

市は、緊急対策本部において各種の連絡調整にあたりるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行うものとする。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設置等が円滑になされるよう、緊密な連携を図るものとする。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行うものとする。

(7) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した被害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他市町村に対し支援を要請する。

4. 市国民保護対策本部に移行する場合の調整

《全庁》

(1) 市国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

市国民保護等連絡室又は緊急対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、本市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、本市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、市は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部は廃止するものとする。

なお、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第 2 市国民保護対策本部の設置等

節	項目	担当部・班等
1	市対策本部の設置等	全庁
2	通信の確保	本部班

第2 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1. 市対策本部の設置等

《全庁》

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置するものとする。なお、事前に市国民保護等連絡室及び緊急対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

イ 市対策本部の参集手段

市対策本部事務局（本部班（防災安全課））は、本部長付、本部員及び本部連絡員に対し、地域防災計画に基づく非常連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

ウ 市対策本部の開設

市対策本部事務局は、市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡するものとする。

エ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行うものとする。

オ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

〔第1位〕 消防防災センター

〔第2位〕 その他市有施設

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請するものとする。

(3) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部等において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市の各部等における武力攻撃事態等における業務】

◆各部共通事務

	事 務 分 掌
各部主管班共通	(1) 部内の情報収集と集約に関する事 (2) 部内への指令等の伝達に関する事 (3) 部内の総合調整に関する事 (4) 部内の所掌事務の進捗管理に関する事 (5) 本部事務局との調整に関する事 (6) 本部事務局への報告（定時・臨時）に関する事
各部・各班共通	(1) 避難施設の開設・運営及び同施設における安否情報の収集に関する事（消防部を除く。） (2) 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び武力攻撃災害記録に関する事 (3) 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事 (4) 所掌事務に係る機関・団体との連絡、調整及び応援に関する事 (5) 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関する事 (6) 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 (7) 管理施設に対策拠点（現地対策本部、現地調整所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力 (8) 所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関する事 (9) 避難が長期化した場合の避難施設運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）

※ 「各部主管班」は、表中の各部等の最上段に記載した班とする。

◆本部事務局（局長：総務部長）

部	班	班 長	担当課名	事 務 分 掌
本部事務局	本部班	防災安全課長	防災安全課（兼務職員含む。）	(1) 市対策本部会議等の庶務及び国民保護協議会委員との連絡に関する事 (2) 自衛隊の派遣要請に関する事 (3) 被害状況・応急対策実施状況の総括に関する事 (4) 国・県への報告に関する事 (5) 避難計画の作成及び避難指示等の発令に関する事 (6) 避難施設の開設及び運営の統括に関する事 (7) 防災行政無線の運用に関する事 (8) 自主防災組織との連絡に関する事 (9) 他機関及び各部との連絡、調整に関する事

部	班	班 長	担当課名	事 務 分 掌
本 部 事 務 局	総務班	総務課長	総 務 課	(1) 職員の動員及び配備調整に関すること (2) 避難施設等への派遣職員のローテーションに関する こと (3) 職員の安否、勤務状況の確認に関すること (4) 県及び他自治体等への応援要請、受入に関する こと (5) 自衛隊の派遣要請部隊の受け入れに関すること (6) 武力攻撃災害対策従事者（職員等）の給食、健 康管理に関すること
	情報班	企画課長	企 画 課 政策推進課	(1) 通報等の受信、記録に関すること (2) 各部及び関係機関からの各種情報（避難施設の 情報含む。）の収集と集約に関すること (3) 上水道事業者との連絡調整に関すること (4) 被害復旧の策定に関すること
	広報班	秘書広報 課長	秘書広報課	(1) 武力攻撃災害記録の総括に関すること (2) 武力攻撃災害広報及び報道機関との連絡調整に 関すること (3) 被害記録写真の撮影に関すること (4) 被害情報の広報に関すること (5) 本部長及び副本部長の秘書に関すること
	管財班	資産経営 課長	資産経営課 管 財 契 約 検 査 課	(1) 市対策本部室の設置に関すること (2) 市有車両の配車、緊急通行車両の届出、応援車 両の確保に関すること (3) 武力攻撃災害対策に伴う物品、燃料の確保、武 力攻撃災害対策用の車両及び拠点施設等への供給 に関すること (4) 市有財産の被害状況のとりまとめに関すること (5) 庁舎の警備に関すること
	財務班	財政課長	財 政 課 会 計 課	(1) 武力攻撃災害対策に伴う物品の購入に関するこ と (2) 武力攻撃災害関係予算その他財政に関すること (3) 国民保護関係経費の出納に関すること (4) 各班の帳簿の取りまとめに関すること
	特命班	主 幹	議会事務局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局	(1) 議会との連絡調整に関すること (2) 本部長の特命事項に関すること

◆市民部（部長：市民部長）

部	班	班 長	担当課名	事 務 分 掌
市民部	市民班	市民課長	市 民 課 国 民 健 康 保険課	(1) 区長への協力依頼、連絡、調整に関する事 (2) 被災者、避難者情報の取りまとめに関する事 (3) 要配慮者（外国人）の支援に関する事 (4) 被害相談総合窓口の設置及び運営に関する事 (5) ボランティアに関する事 (6) 安否情報の照会受付及び回答に関する事
			天 羽 行 政 セ ン タ ー	(1) 管内の各種情報の収集と集約及び本部事務局、 関係部班への報告・連絡に関する事 (2) 地区内の広報、武力攻撃災害相談等の支援に関する事
	調査班	課 税 課 長	課 税 課 納 税 課	(1) 被災者に対する市税の減免に関する事 (2) 被害家屋認定調査に関する事 (3) 固定資産の被害調査報告に関する事
	環境班	環 境 保 全 課 長	環 境 保 全 課	(1) 武力攻撃災害による廃棄物処理に関する事 (2) 遺体の処置及び埋火葬に関する事 (3) 環境汚染対策、放射線等のモニタリングに関する事 (4) 仮設トイレ・簡易トイレの配置計画、し尿の収集・処理に関する事 (5) 大気及び水質監視に関する事 (6) 被災動物（ペット含む。）対策に関する事 (7) 防疫（消毒）に関する事

◆健康福祉部（部長：健康福祉部長）

部	班	班 長	担当課名	事 務 分 掌
健 康 福 祉 部	福祉班	社 会 福 祉 課 長	社会福祉課 障がい福祉 課 保 育 課 介護福祉課	(1) 要配慮者（高齢者、障がい者）の支援に関する事 (2) 避難施設（福祉避難所）の開設・運営に関する事 (3) 日赤支部及び各奉仕団との連絡調整に関する事 (4) 各種福祉施設の被害状況に関する事 (5) 災害見舞金、弔慰金及び生活再建支援金の支給、義援金の配分・支給、災害救護資金の貸付に関する事 (6) 応急保育に関する事

部	班	班 長	担当課名	事 務 分 掌
健 康 福 祉 部	医 療 班	健 康 づ く り 課 長	健康づくり こども家庭 課	(1) 救護所の開設に関する事 (2) 医療救護体制に関する事 (3) 医療関係機関との連絡調整に関する事 (4) 医師会医療救護班の派遣に関する事 (5) 日赤救護班の派遣依頼に関する事 (6) 防疫（保健衛生）に関する事 (7) 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の支援に関する事 と

◆建設経済部（部長：建設経済部長）

建 設 経 済 部	住 宅 班	都 市 政 策 課 長	都市政策課	(1) 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 (2) 応急仮設住宅の確保、管理に関する事 (3) 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策・復旧に関する事 (4) 下水道事業体との連絡調整に関する事
	土 木 班	建 設 課 長	建 設 課	(1) 道路、橋梁、河川、港湾、堤防等の警戒、被害調査及び応急対策・復旧に関する事 (2) 緊急輸送道路の確保に関する事
	経 済 班	農 林 水 産 課 長	農林水産課 商工観光課 農業委員会 事務局	(1) 食品及び生活必需品の調達並びに避難施設等への供給に関する事 (2) 農林水産団体、商工観光団体との連絡調整に関する事 (3) 滞留旅客の一時滞在及び帰宅等の支援に関する事 (4) 農林水産業・商工業・観光業の被害調査、応急対策・復旧に関する事

◆教育部（部長：教育部長）

教 育 部	教 育 班	教 育 総 務 課 長	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公 民 館	(1) ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関する事 (2) 児童等の一時預かり、被災児童・生徒の調査に関する事 (3) 児童・生徒等の安全及び避難等に関する事 (4) 学校及び教育施設に関する事 (5) 学校との連絡調整に関する事 (6) 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 (7) 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事
-------	-------	----------------	----------------------------------	---

◆消防部（部長：消防長）

部	班	班 長	担当課名	事 務 分 掌
消 防 部	消 防 本 部	消 防 総 務 課 長	消 防 総 務 課 予 防 課 消 防 署	(1) 被害状況の収集及び報告に関すること (2) 災害危険箇所・区域等の巡視及び警戒に関する こと (3) 避難誘導に関すること (4) 救助・救急活動、消防活動に関すること (5) 消防関係機関との連絡調整に関すること (6) 消防団との相互連絡に関すること (7) 行方不明者の捜索に関すること (8) 消防水利の確保に関すること (9) 火災調査に関すること
	消 防 団	消 防 団 長 が 指 名 す る 者	消 防 団	(1) 行方不明者の捜索に関すること (2) 避難誘導に関すること (3) 被害状況の収集及び報告に関すること (4) 管内災害危険箇所・区域等の巡視及び情報周知 に関すること (5) 消防活動に関すること (6) 水防活動に関すること (7) 火災調査等の協力に関すること

◆支部（責任者：天羽行政センター所長）

部	班	班 長	担当課名	事 務 分 掌
支 部	支 部	天羽行政 センター 所長が指 名する者	天羽行政セ ンター及び 各部の長が 指名した者 で組織を構 成	各部共通事務を準用する。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、本部長付、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察、木更津海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。

【現地調整所の性格について】

- ①現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる）。
- ②現地調整所は、事態発生の際現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図るものとする。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができるものとする。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができるものとする。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めるものとする。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにするものとする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができるものとする。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止するものとする。

2. 通信の確保

《本部班》

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。また、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 関係機関相互の連携

節	項目	担当部・班等
1	国・県の対策本部との連携	本部班
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	本部班、広報班
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	本部班
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	総務班
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	本部班、総務班
6	市の行う支援	本部事務局
7	自主防災組織等に対する支援	本部事務局、市民部、健康福祉部、建設経済部
8	住民への協力要請	関係各部等

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国・県の対策本部との連携

《本部班》

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図るものとする。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。

なお、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行うものとする。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

《本部班、広報班》

(1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下、「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うものとする。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにするものとする。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めるものとする。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにするものとする。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うものとする。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにするものとする。

3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

《本部班》

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めるものとする（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする陸上自衛隊第1師団長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、市区域を担当区域とする方面総監を介し、防衛大臣に連絡するものとする。

(2) 自衛隊の部隊等との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部、市現地対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図るものとする。

4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

《総務班》

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 他の市町村長等への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求めるものとする。

イ 相互応援協定等に基づく応援の要求

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求めるものとする。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求めるものとする。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにするものとする。

(3) 事務の一部の委託

ア 委託に関する事項

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行うものとする。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 県への届出及び市議会への報告

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出るものとする。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告するものとする。

5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

《本部班、総務班》

(1) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うものとする。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めるものとする。

(2) 派遣のあっせん

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行うものとする。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求めるものとする。

6. 市の行う支援

《本部事務局》

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 他の市町村に対する応援

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

イ 市議会への報告及び県への届出

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出るものとする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

7. 自主防災組織等に対する支援

《本部事務局、市民部、健康福祉部、建設経済部》

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行うものとする。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断するものとする。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難施設等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図るものとする。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設への配送等の体制の整備等を図るよう努めるものとする。

8. 住民への協力要請

《関係各部等》

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請するものとする。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第 4 警報及び避難の指示等

節	項目	担当部・班等
1	警報の伝達等	本部事務局、市民班、福祉班、消防部
2	避難住民の誘導等	本部事務局、健康福祉部、消防部

第4 警報及び避難の指示等

1. 警報の伝達等

《本部事務局、市民班、福祉班、消防部》

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 警報の内容の伝達

ア 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達するものとする。

なお、その手段は以下のとおりとする。

- (ア) サイレン
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 区・自治会、自主防災組織、消防団を通じての伝達
- (エ) 広報車
- (オ) ホームページ
- (カ) ファクシミリ（FAX）
- (キ) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (ク) 富津市安全安心メール
- (ケ) その他活用可能な伝達手段

イ 警報の内容の通知

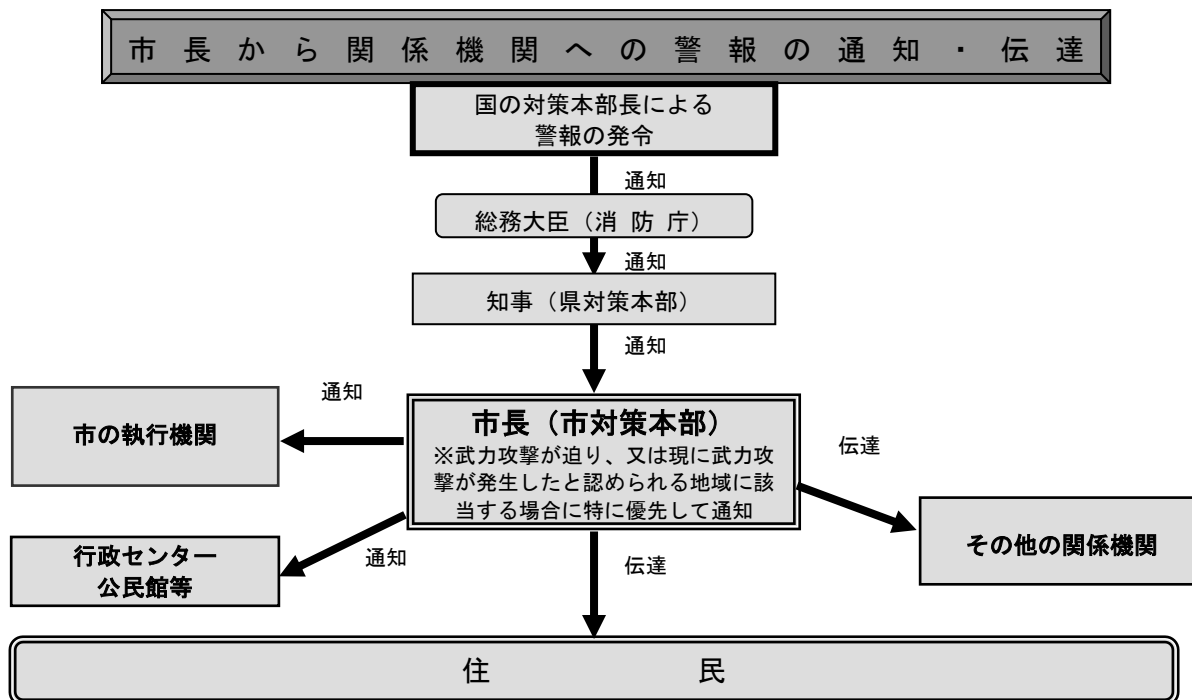
(ア) 執行機関等への通知

市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

(イ) 報道機関への発表等

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.futtsu.lg.jp/>）に警報の内容を掲載するものとする。

※市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下図のとおり。



※市長は富津市ホームページ（<https://www.city.futtsu.lg.jp/>）に警報の内容を掲載
 ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

(2) 警報の内容の伝達方法

ア 伝達の要領

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達するものとする。

(ア) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

(イ) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図るものとする。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用するものとする。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を市のホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

イ 消防機関等との連携による体制整備等

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮するものとする。

また、市は、警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察と緊密な連携を図るものとする。

ウ 要配慮者に対する情報の伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した「富津市避難行動要支援者避難支援プラン」を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めるものとする。

エ 警報解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項は、警報の発令の場合と同様とする。

(3) 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報※の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

※緊急通報：知事が、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために緊急の必要があると認めるときに警報の発令をまたずに発令するもの

2. 避難住民の誘導等

《本部事務局、健康福祉部、消防部》

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

(1) 避難指示の通知・伝達

ア 情報収集及び提供

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供するものとする。

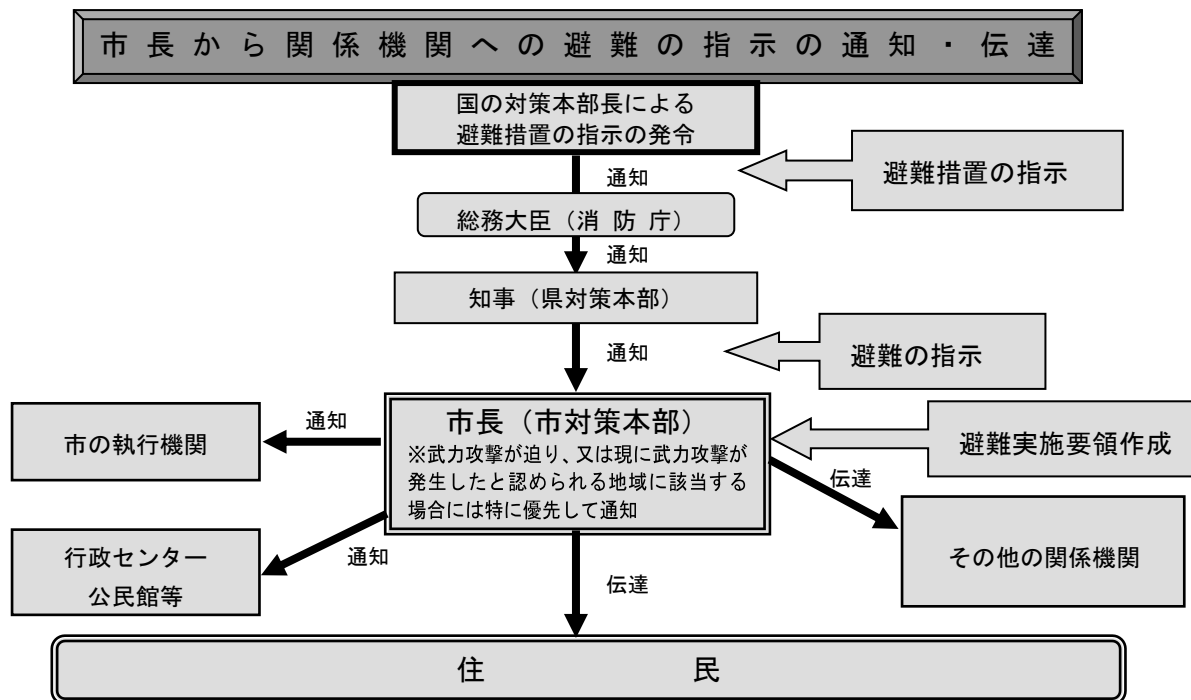
イ 避難指示の伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達するものとする。

【参考】 知事が行う避難措置の指示の内容

- (ア) 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- (イ) 住民の避難先となる地域（避難先地域、住民の避難の経路となる地域を含む。）
- (ウ) 関係機関が講ずべき措置の概要

※避難の指示の流れについては下図のとおり



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

(2) 避難実施要領の策定

ア 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定するものとする。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意するものとする。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

(以下は、県国民保護計画の記載項目)

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 消防職員及び消防団員（以下「消防職団員」という。）、市職員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

イ 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ①避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ②事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③避難住民の概数把握
- ④誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、指定緊急避難場所の選定)
- ⑥避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、個別避難計画の活用等)
- ⑦避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡するものとする。

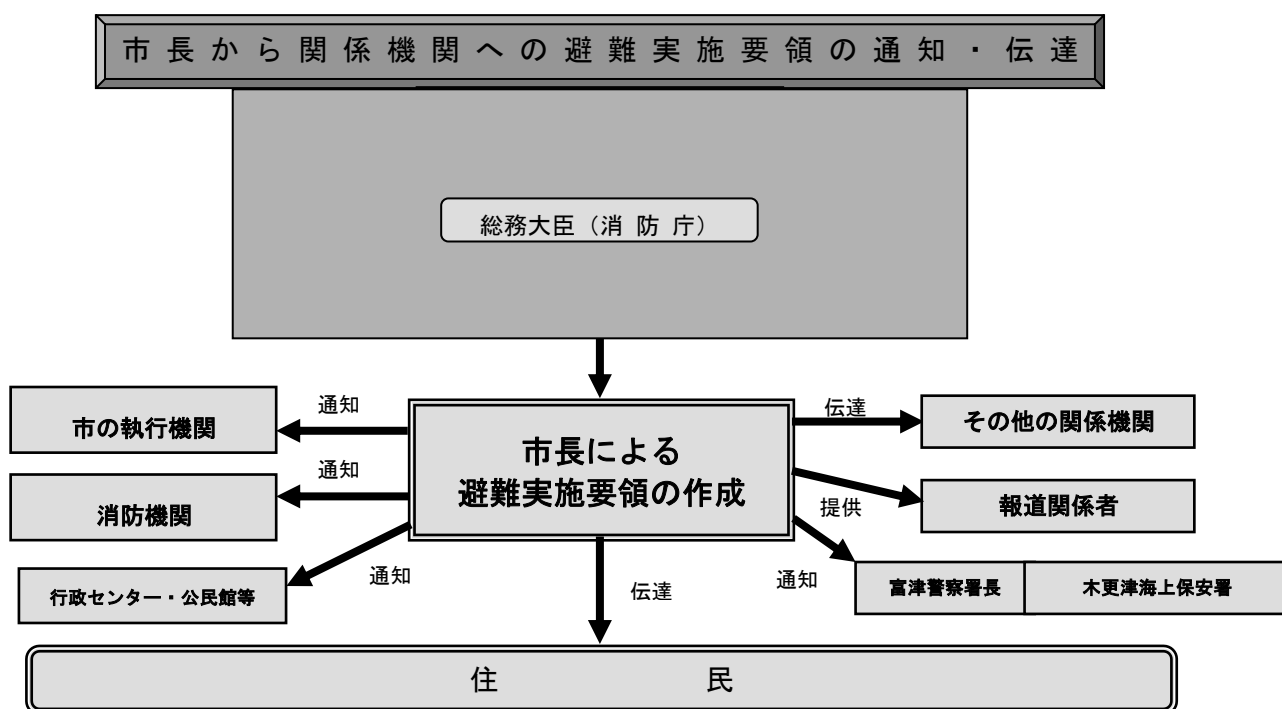
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめるものとする。

ウ 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努めるものとする。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、市の区域を管轄する富津警察署長、木更津海上保安署長及び陸上自衛隊第1師団長並びにその他の関係機関に通知するものとする。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供するものとする。



(3) 避難住民の誘導

ア 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行うものとする。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図るものとする。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させるものとする。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行うものとする。

ウ 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、富津警察署長、木更津海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請することができるものとする。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行うものとする。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所等を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行うものとする。

エ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請することができるものとする。

オ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図るものとする。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供することに努めるものとする。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供するものとする。

カ 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力するとともに、富津市避難行動要支援者避難支援プランに準じて、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

キ 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告*や指示*を行うことができるものとする。

※警告：対象者に対して発生するおそれのある危険から避難又はその防止について必要な予告又は注意を与えること。

※指示：とるべき行動の具体的内容を示して、その実施を義務付けること。
いずれも警察官等の意思の通知であり、関係者は、正当な指示を遵守しなければならない。

ク 避難施設等における安全確保等

市は、警察が行う被災地、避難施設等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努めるものとする。

ケ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

コ 通行禁止措置の周知

市道の道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努めるものとする。

サ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行うものとする。

シ 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求めることができるものとする。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に対し、その旨を通知するものとする。

ス 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じるものとする。

【避難に当たって配慮する事項】

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長	警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
知事	避難の指示
市長	避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に、着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応を取るものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、木更津海上保安署及び警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる場合もある。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所等を設けて活動調整に当たることとする。

着上陸侵攻や航空機攻撃の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、調査・研究を進めていくものとする。

第5 救援

節	項目	担当部・班等
1	救援の実施	本部事務局、市民班、環境班、健康福祉部、建設経済部、教育部、消防部
2	関係機関との連携	本部事務局、健康福祉部、建設経済部
3	救援の内容	本部事務局

第5 救援

1. 救援の実施

《本部事務局、市民班、環境班、健康福祉部、建設経済部、教育部、消防部》

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行うものとする。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行うものとする。

【着上陸侵攻や航空機攻撃への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な調査・研究を進めていくこととする。

2. 関係機関との連携

《本部事務局、健康福祉部、建設経済部》

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請するものとする。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請するものとする。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施するものとする。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行うものとする。

3. 救援の内容

《本部事務局》

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行うものとする。

市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請するものとする。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施するものとする。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意するものとする。

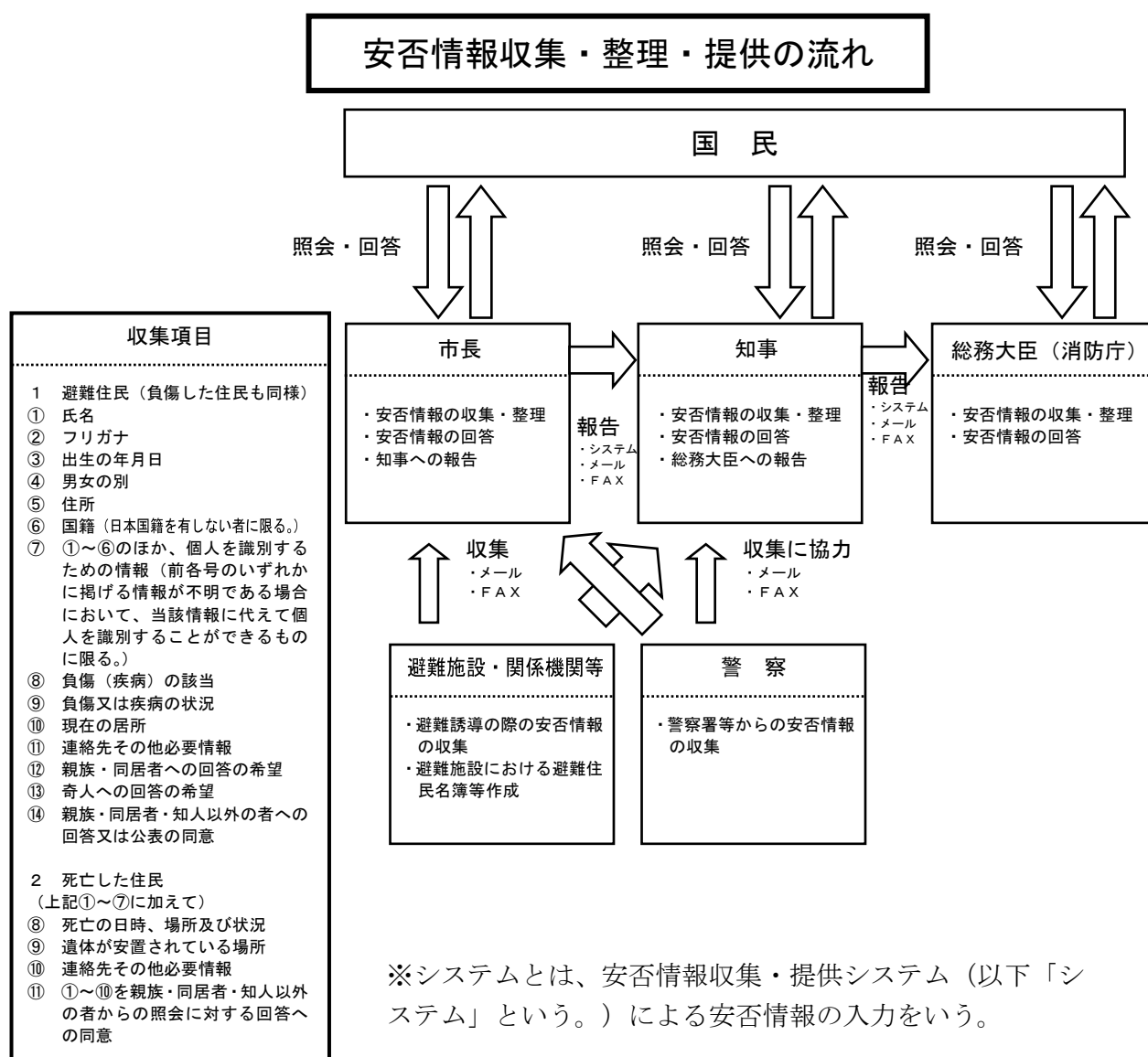
第6 安否情報の収集・提供

節	項目	担当部・班等
1	安否情報の収集	本部事務局、関係各部等
2	県に対する報告	本部事務局、市民班
3	安否情報の照会に対する回答	市民班
4	日本赤十字社に対する協力	市民班、福祉班

第6 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下図のとおりである。



1. 安否情報の収集

《本部事務局、関係各部等》

(1) 安否情報の収集

市は避難施設において安否情報の収集を行うほか、平素から管理し把握している学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集については、避難施設において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行うものとする。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるものとする。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておくものとする。

2. 県に対する報告

《本部事務局、市民班》

市は、県への報告に当たっては、原則として、システムへの入力を行い、システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する【様式第3号 安否情報報告書】に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付するものとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行うものとする。

3. 安否情報の照会に対する回答

《市民班》

(1) 安否情報の照会の受付

ア 照会窓口等の設置

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知するものとする。

イ 照会の受付

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する【様式第4号 安否情報照会書】に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 照会の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する【様式第5号 安否情報回答書】により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答するものとする。

イ 照会の回答（照会に係る者の同意がある場合）

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を【様式第5号 安否情報回答書】により回答するものとする。

ウ 回答後の処理

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報の管理

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の提供

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者※が判断する。

※安否情報回答責任者：市民班長

4. 日本赤十字社に対する協力

《市民班、福祉班》

市は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供するものとする。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7 武力攻撃災害への対処

節	項目	担当部・班等
1	武力攻撃災害への対処	本部事務局、関係各部等
2	応急処置等	本部事務局、関係各部等
3	生活関連等施設における災害への対処等	本部事務局、関係各部等
4	NBC攻撃による災害への対処等	本部事務局、医療班、消防部

第7 武力攻撃災害への対処

1. 武力攻撃災害への対処

《本部事務局、関係各部等》

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え

ア 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずるものとする。

イ 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請するものとする。

ウ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずるものとする。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 市長への通報

消防職団員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

イ 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職団員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

2. 応急処置等

《本部事務局、関係各部等》

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示

ア 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行うものとする。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所等を設け、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行うものとする。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をするものとする。

【退避の指示（一例）】

- 「富津市×××、富津市〇〇〇」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物などの屋内に一時退避すること。
- 「富津市×××、富津市〇〇〇」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (7) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- (イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

イ 退避の指示に伴う措置等

(7) 退避の指示等に伴う措置

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行うものとする。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行うものとする。

(イ) 退避指示の旨の通知を受けた際の措置

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行うものとする。

ウ 安全の確保等

(7) 市職員等の活動時における安全の確保

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察及び木更津海上保安署と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮するものとする。

(イ) 市職員等の活動時における措置

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際は、市長は、必要に応じて警察、木更津海上保安署、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行うものとする。

(ウ) 特殊標章等の交付・着用

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

イ 警戒区域の設定に伴う措置等

(7) 警戒区域の設定

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所等における警察、木更津海上保安署、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定するものとする。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行うものとする。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定するものとする。

(i) 警戒区域の設定に伴う措置

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知するものとする。また、放送事業者に対してその内容を連絡するものとする。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

(u) 警戒区域内における措置

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、木更津海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保するものとする。

(I) 警戒区域設定の旨の通知を受けた際の措置

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行うものとする。

ウ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図るものとする。

(3) 応急公用負担等

ア 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする。

イ 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (7) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (イ) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(4) 消防に関する措置

ア 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じるものとする。

イ 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防団長又は消防長、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うものとする。

ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行うものとする。

エ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、ウによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請するものとする。

オ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行うものとする。

カ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行うものとする。

キ 医療機関との連携

市は、県と連携のもと、あらかじめ定めることとしている救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画に協力し、医療救護体制の整備に努める。

また、NBC攻撃等による被災者が出た場合など、消防機関等は、特殊な装備等が必要となることから、県と連携しながら防護服等資器材の整備を進めるものとし、搬送先の選定、搬送先への被災者情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行うものとする。

ク 安全の確保

(7) 安全確保のための措置

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、その活動等に必要な全ての最新情報を提供するとともに、警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行うものとする。

(4) 連絡手段の確保

(7)の場合において、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察、木更津海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行うものとする。

(ウ) 情報提供及び支援

被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行うものとする。

(エ) 消防団の活動範囲

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動するものとする。

(オ) 特殊標章等の交付・着用

市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

3. 生活関連等施設における災害への対処等

《本部事務局、関係各部等》

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の安全確保

ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集するものとする。

イ 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。また、自ら必要があると認めるときも、同様とするものとする。

ウ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行うものとする。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察、木更津海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めるものとする。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずるものとする。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

ア 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行うものとする。

※危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

イ 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記アの①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができるものとする。

4. NBC攻撃による災害への対処等

《本部事務局、医療班、消防部》

NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとなっていることから、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとする。

ア 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定するものとする。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行うものとする。

イ 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

ウ 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察、木更津海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行うものとする。

その際、必要により現地調整所等を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所等の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行うものとする。

エ 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずるものとする。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と県が連携しつつ、汚染食品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるものとする。

(7) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告するものとする。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させるものとする。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行うものとする。また、保健所、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行うものとする。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行うものとする。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、本部事務局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、医療班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

オ 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使するものとする。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

カ 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所等や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮するものとする。

第 8 被災情報の収集及び報告

節	項目	担当部・班等
1	被災情報の収集及び報告	本部事務局、調査班、住宅班、 消防部

第8 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 被災情報の収集及び報告

《本部事務局、調査班、住宅班、消防部》

(1) 被災情報の収集

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集するものとする。

(2) 被災情報の収集に係る措置等

市は、情報収集に当たっては消防機関、警察、木更津海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(3) 県・消防庁への報告

市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告するものとする。

(4) 被災情報の逐次報告

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告するものとする。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告するものとする。

第 9 保健衛生の確保その他の措置

節	項目	担当部・班等
1	保健衛生の確認	本部事務局、環境班、 健康福祉部
2	廃棄物の処理	環境班

第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 保健衛生の確認

《本部事務局、環境班、健康福祉部》

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施するものとする。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障がいの予防、衛生状態の改善への配慮等を行うものとする。

この場合において、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するものとする。

また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施するものとする。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施するものとする。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 飲料水確保に係る措置

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県及びかずさ水道広域連合企業団と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施するものとする。

イ 供給体制

市は、地域防災計画の定めに準じてかずさ水道広域連合企業団から水道水の供給を受ける。

ウ 緊急応援に係る要請

市は、かずさ水道広域連合企業団を通じて水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県及びかずさ水道広域連合企業団に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行うものとする。

エ 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施するものとする。

(5) し尿処理

市は、地域防災計画に準じて、避難施設等での処理を行うものとする。

2. 廃棄物の処理

《環境班》

(1) 廃棄物処理の特例

ア 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせるものとする。

イ 指示・指導

市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

ア 廃棄物処理体制の整備

市は、地域防災計画の定めに準じて、富津市災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理体制を整備するものとする。

イ 被害状況の把握及び県に対する要請

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行うものとする。

第10 国民生活の安定に関する措置

節	項目	担当部・班等
1	生活関連物質等の価格安定	市民部、建設経済部
2	避難住民等の生活安定	市民部、健康福祉部、 建設経済部、教育部
3	生活基盤等の確保	本部事務局、住宅班、土木班

第10 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1. 生活関連物資等の価格安定

《市民部、建設経済部》

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力するものとする。

2. 避難住民等の生活安定

《市民部、健康福祉部、建設経済部、教育部》

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力するものとする。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により、住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建を行うに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するものとする。

3. 生活基盤等の確保

《本部事務局、住宅班、土木班》

(1) 水の安定的な供給

市は、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために県及びかずさ水道広域連合企業団と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理するものとする。

第11 特殊標章等の交付及び管理

節	項目	担当部・班等
1	特殊標章等	全庁
2	特殊標章等の交付及び管理	総務部、消防本部
3	特殊標章等に係る普及啓発	総務部、健康福祉部、教育部、 消防本部

第11 特殊標章等の交付及び管理

《全庁》

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1. 特殊標章等

(1) 特殊標章

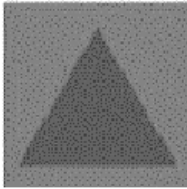
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。（様式のひな型は下記のとおり。）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

表面	裏面																		
 （オレンジ色地に 青の正三角形）	<table><tr><td>身長 Height</td><td>目の色 Eyes</td><td>髪の色 Hair</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information</td></tr><tr><td colspan="3">色型型 Blood type</td></tr><tr><td colspan="3">持主者の署名 HOLDERS SIGNATURE</td></tr><tr><td>交付等の年月日 Date of issue</td><td>識別番号 No. of card</td><td>持主者の署名 Signature of holder</td></tr><tr><td colspan="3">有効期限の満了日 Date of expiry</td></tr></table>	身長 Height	目の色 Eyes	髪の色 Hair	その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information			色型型 Blood type			持主者の署名 HOLDERS SIGNATURE			交付等の年月日 Date of issue	識別番号 No. of card	持主者の署名 Signature of holder	有効期限の満了日 Date of expiry		
身長 Height	目の色 Eyes	髪の色 Hair																	
その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information																			
色型型 Blood type																			
持主者の署名 HOLDERS SIGNATURE																			
交付等の年月日 Date of issue	識別番号 No. of card	持主者の署名 Signature of holder																	
有効期限の満了日 Date of expiry																			

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル）
（身分証明書のひな型）

2. 特殊標章等の交付及び管理

《総務部、消防本部》

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

(1) 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者は実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

3. 特殊標章等に係る普及啓発

《総務部、健康福祉部、教育部、消防本部》

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等*の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

※赤十字標章等について

赤十字標章等は、指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法第252条19条第1項の指定都市にあっては、指定都市の長）が、主に医療機関や医療関係者に交付等を行うものであり、国民保護法において標章、信号、身分証明書、識別対象が規定されている。

【標章】



白地に赤十字



白地に赤新月



白地に赤のライオン及び太陽

※赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また赤新月の標章はイスラム教国において使用される。

第3編 緊急対応事態への備えと対応

第1章 総論

第1 基本的考え方

第3編 緊急処理事態への備えと対処

第1章 総論

第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。

このため、平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態においては、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急処理事態における国民保護措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととなる。

一方、今日の安全保障に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため、本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急処理事態においては、発生当初、災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられることから記述を詳細にするものとする。

第 2 事態想定ごとの被害概要

節	項目
1	攻撃対象施設等による分類
2	攻撃手段による分類

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急処理事態に係る事態想定ごとの被害概要は以下のとおりである。

1. 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、鉄道駅等の爆破	・大規模集客施設、鉄道駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中核※に対する攻撃 ※市役所、交通施設、電力・通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。

2. 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<放射性物質> ○ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散 ○水源地に対する放射性物質の混入	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射線による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質による汚染が起きると急性障がいや発がんを含む晩発障がいがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。
<生物剤・毒素> ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入	・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
<化学剤> ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

節	項目	担当部・班等
1	市が管理する公共施設における警戒	関係各部等
2	対処マニュアル等の整備及び留意点	関係各部等

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるため、武力攻撃事態に準じて平素から備えるほか、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1. 市が管理する公共施設における警戒

《関係各部等》

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員等による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

2. 対処マニュアル等の整備及び留意点

《関係各部等》

市は、県が作成する各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルの整備を進めるものとする。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意するものとする。

- ア 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- イ 「現地調整所」の具体的運営

第2章 緊急処理事態への対処

第1 事態認定前の対処

節	項目	担当部・班等
1	初動時情報連絡体制	全庁
2	市国民保護等連絡室の設置	関係各部等
3	市国民保護等緊急対策本部の設置	全庁
4	市緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整	全庁

第2章 緊急処理事態への対処

第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、災害対策の仕組みを活用しながら応急活動を行うなど、事態認定前の対処について以下のとおり定める。

1. 初動時情報連絡体制

《全庁》

消防機関等からの連絡その他の情報により、市の各部等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総務部長及び防災安全課長に報告する。

総務部長は、直ちにその旨を市長及び副市長に報告し、必要に応じて県へ連絡する。また、担当課である防災安全課は情報収集等の対応にあたる。

2. 市国民保護等連絡室の設置

《関係各部等》

(1) 市国民保護等連絡室の設置

総務部長は、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、市として情報収集・分析を行うため市国民保護等連絡室を速やかに設置するとともに県に報告する。

市国民保護等連絡室は、総務部長など事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、市国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連が低い場合などでも必要に応じて設置する。

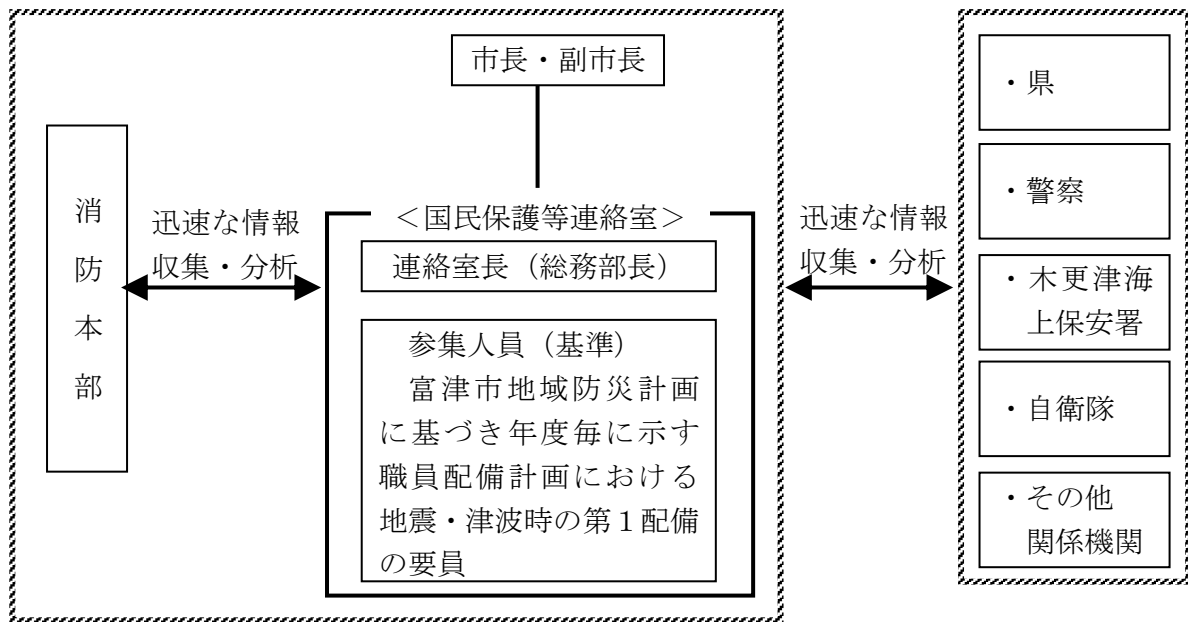
(2) 情報収集及び提供

市国民保護等連絡室は、県、警察、消防本部、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に係る機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(3) 市国民保護等連絡室の廃止

総務部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、市国民保護等連絡室を廃止するとともに、県に報告する。

【市国民保護等連絡室の組織構成図】



3. 市国民保護等緊急対策本部の設置

《全庁》

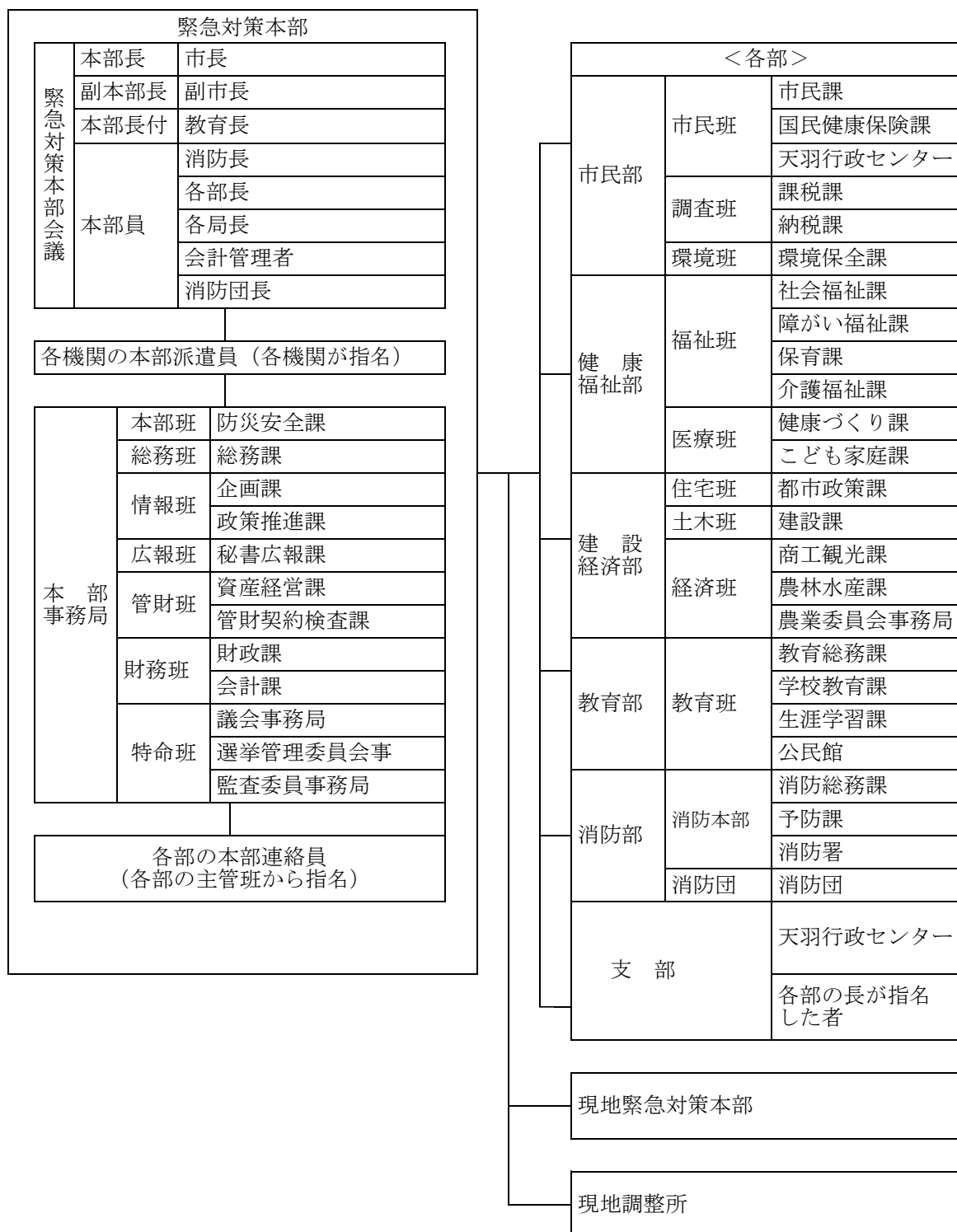
(1) 市国民保護等緊急対策本部の設置

市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、市国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

(2) 緊急対策本部の組織

緊急対策本部の組織は以下のとおりとする。（詳細は、第2編第2章第2を参照）

【緊急対策本部の組織構成】



(3) 現地緊急対策本部の設置

市長は、被害状況や住民の避難状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。

なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部副本部長、本部長付、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地調整所の設置

市長は、現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察、木更津海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。

(5) 県への連絡

市は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに県に連絡する。

(6) 関係機関等への情報提供

緊急対策本部は、県、警察、消防本部、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関係する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(7) 事態認定前における初動措置

市は、緊急対策本部において各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行うものとする。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設置等が円滑になされるよう、緊密な連携を図るものとする。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行うものとする。

(8) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した被害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他市町村に対し支援を要請する。

4. 市緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整

《全庁》

(1) 市国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

市国民保護等連絡室又は緊急対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、本市に対し、市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、本市に対し、市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、市は、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部は廃止するものとする。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第 2 市緊急対処事態対策本部の設置等

節	項目	担当部・班等
1	市緊急対処事態対策本部の設置手順	全庁
2	その他市緊急対処事態対策本部関連事項	全庁

第2 市緊急処理事態対策本部の設置等

市が緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順について以下のとおり定める。

1. 市緊急処理事態対策本部の設置手順

《全庁》

(1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置するものとする。なお、事前に市国民保護等連絡室及び緊急対策本部を設置していた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替えるものとする。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部員及び同本部職員の参集
- イ 市緊急処理事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 代替施設における本部機能の確保

2. その他市緊急処理事態対策本部関連事項

《全庁》

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- (1) 市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- (2) 市緊急処理事態対策本部の組織構成及び機能
- (3) 市緊急処理事態対策本部における広報等
- (4) 市現地対策本部の設置
- (5) 市緊急処理事態対策本部長の権限
- (6) 市緊急処理事態対策本部の廃止
- (7) 通信の確保

第 3 関係機関相互の連携と主な役割

節	項目
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割

第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1. 初動時における連携の基本モデルと主な役割

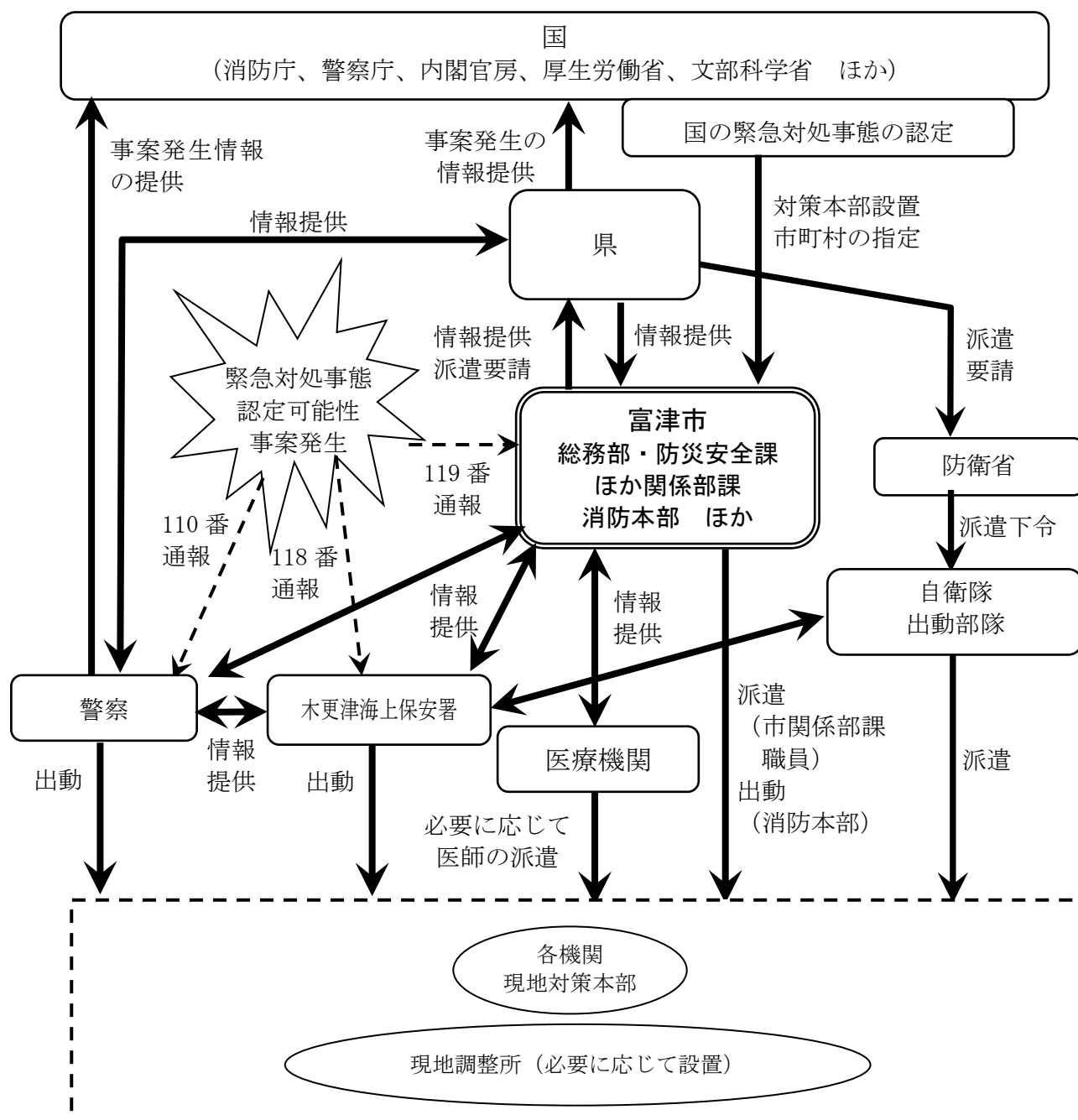
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第2章第3の武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、県、警察等の各機関との連携である。

なお、初動時における現地対処関係機関の主な役割や基本的なモデルは、県計画に示されているものに準ずるものとする。

- (1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急対処事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
木更津海上保安署	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル



※「緊急対処事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。

※各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市に設置される緊急対処事態対策本部にて行う。

2. 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

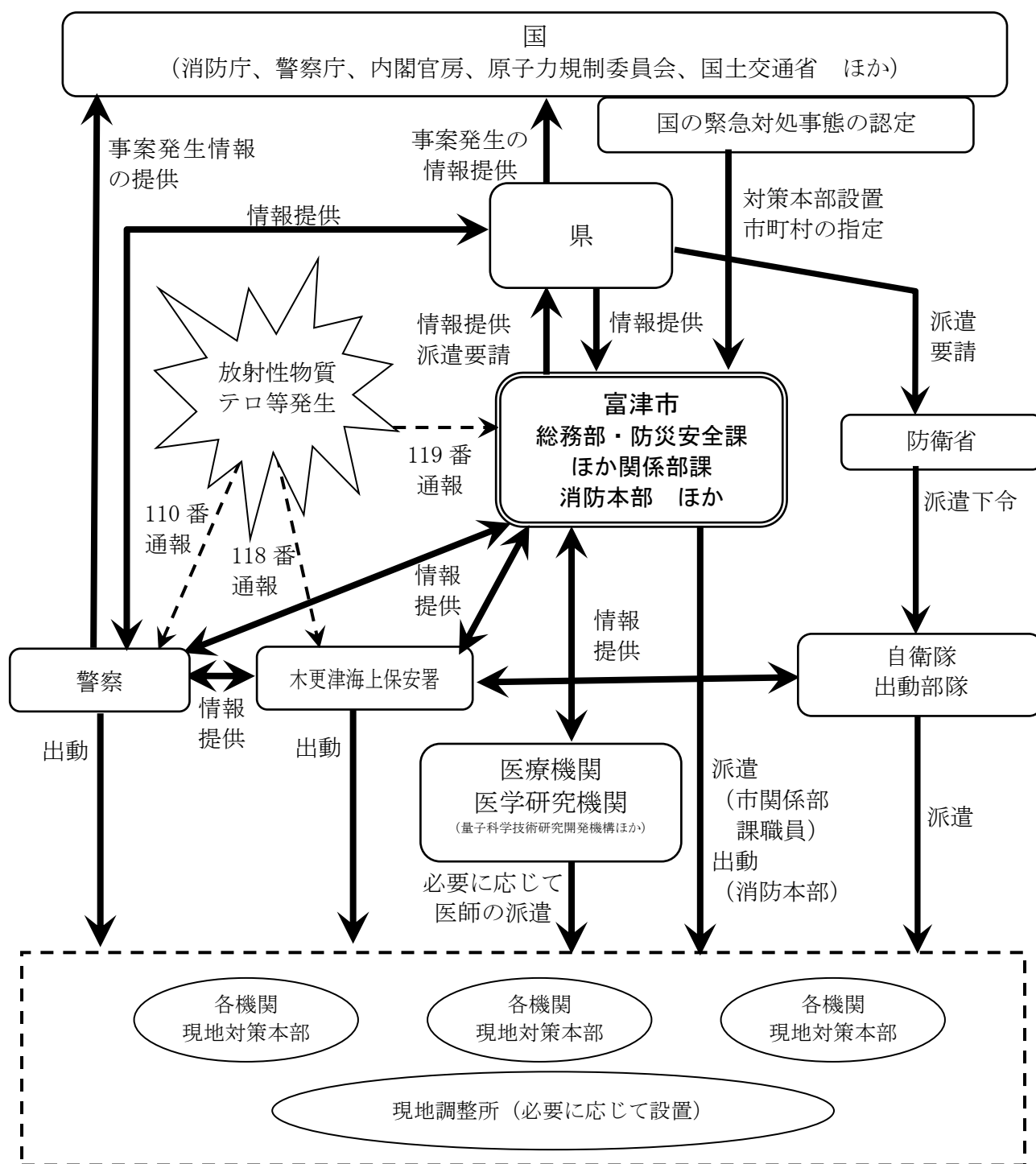
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という。）

ア 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

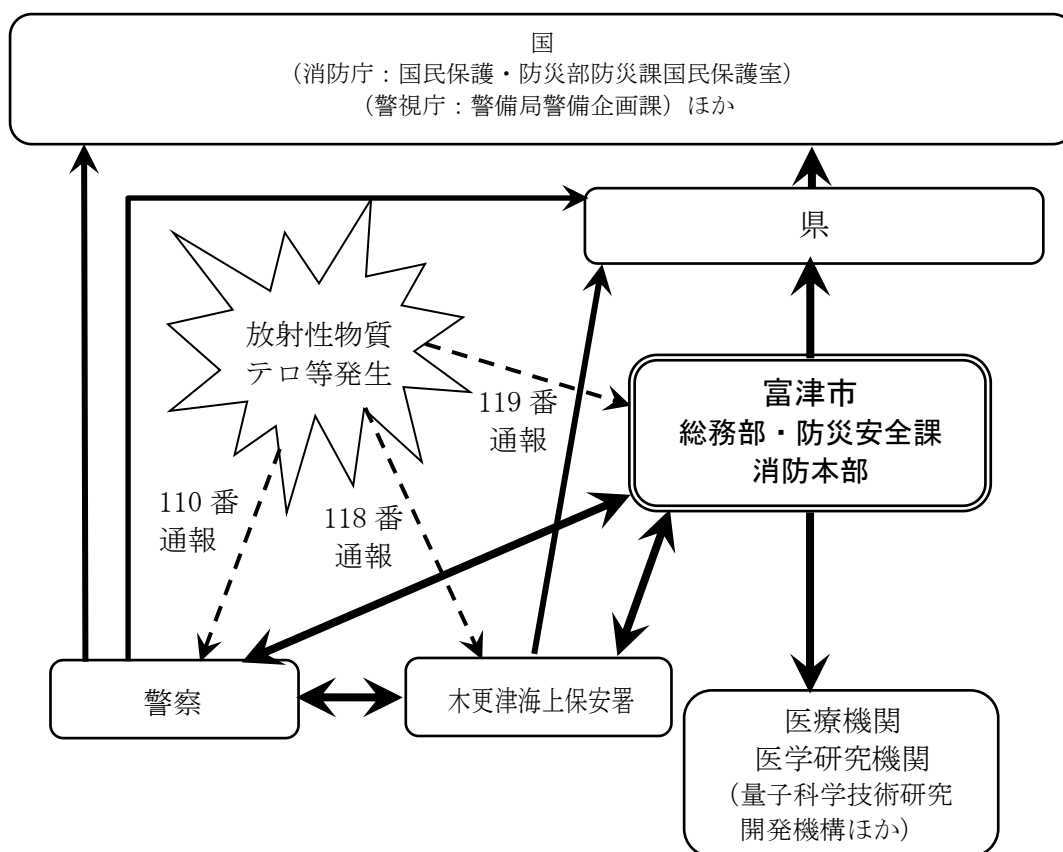
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
市	情報収集、情報提供、避難誘導など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
木更津海上保安署	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

イ 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



※放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとして、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというようなことが挙げられる。

ウ 放射性物質テロ等発生時の連絡系統図

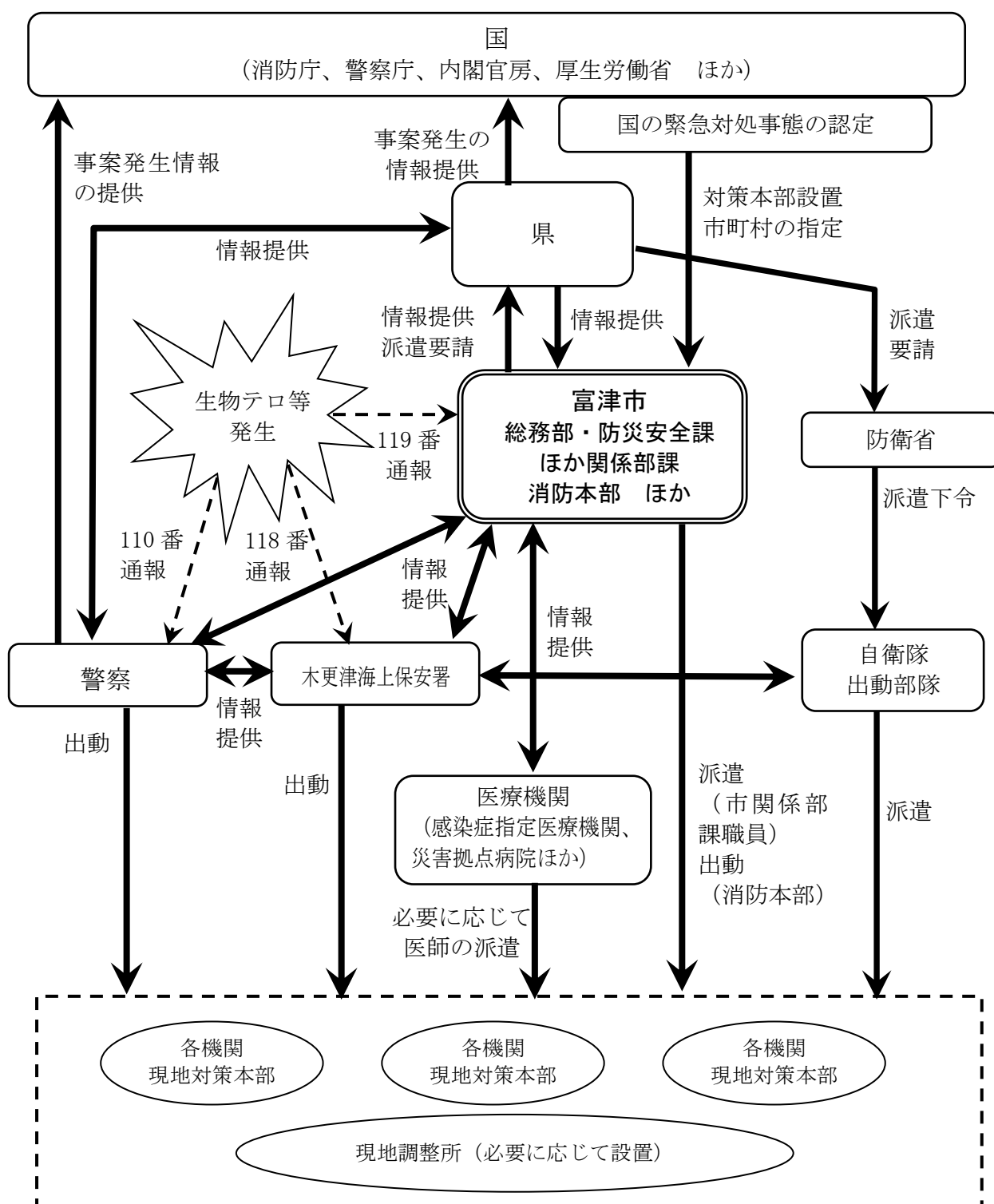


(2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

ア 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、保健所への届け出など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
木更津海上保安署	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

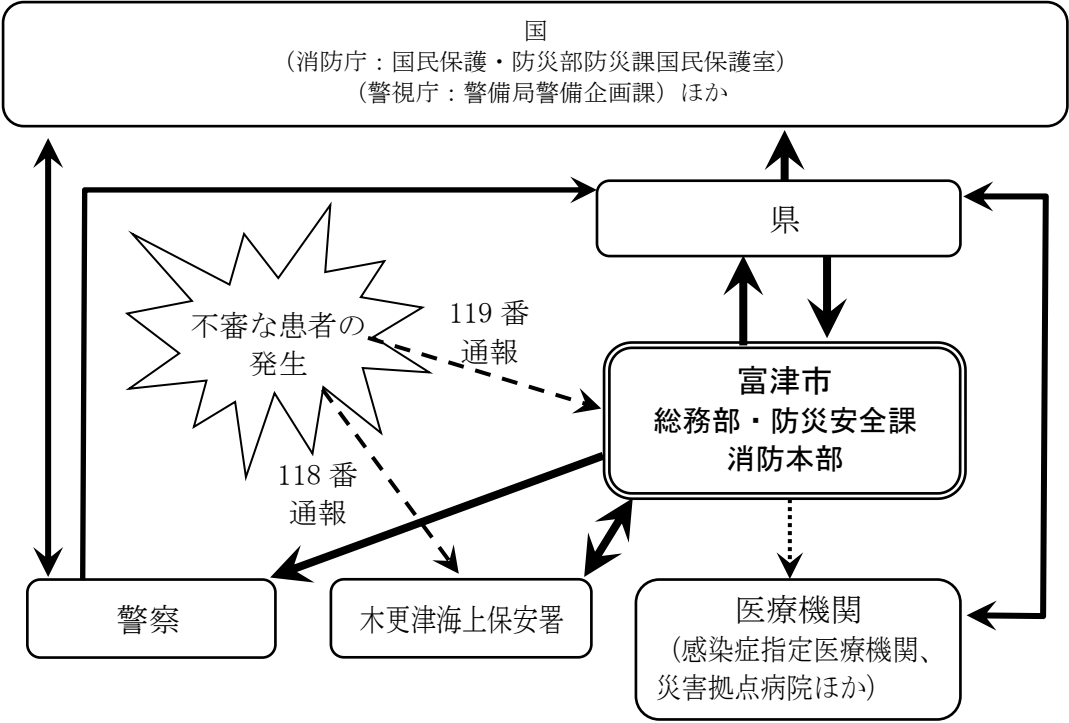
イ 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



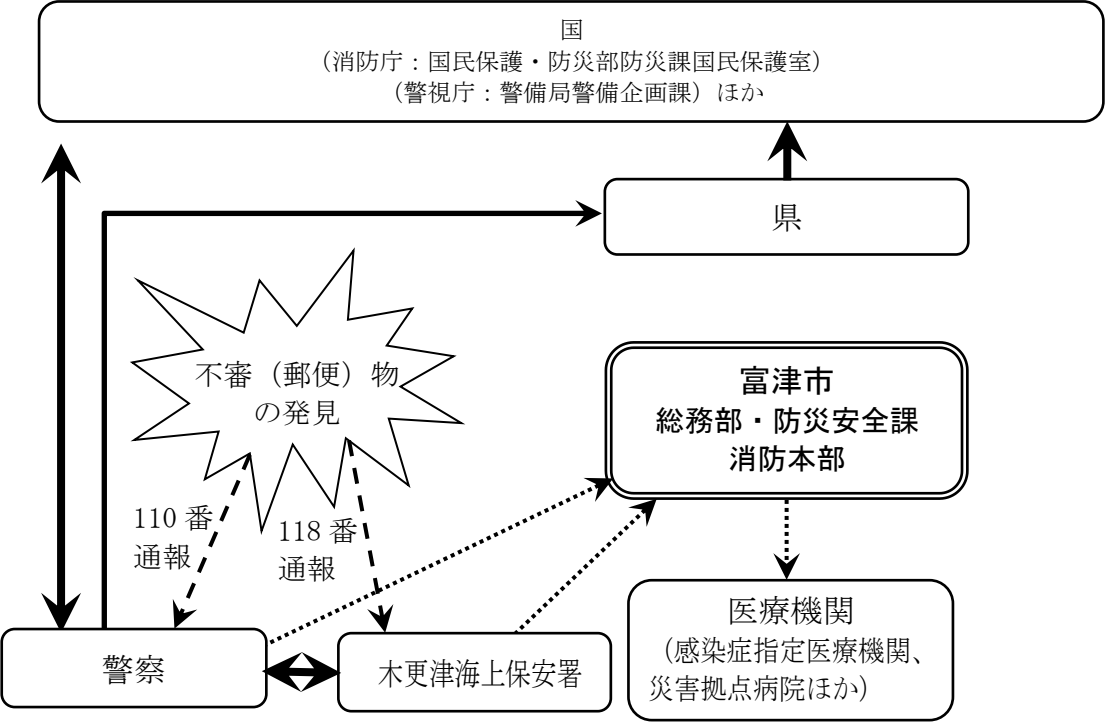
※ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることを留意する。

ウ 生物テロ等発生時の連絡系統図

(7) 不審な患者が発生した場合



(1) 不審（郵便）物が発見された場合

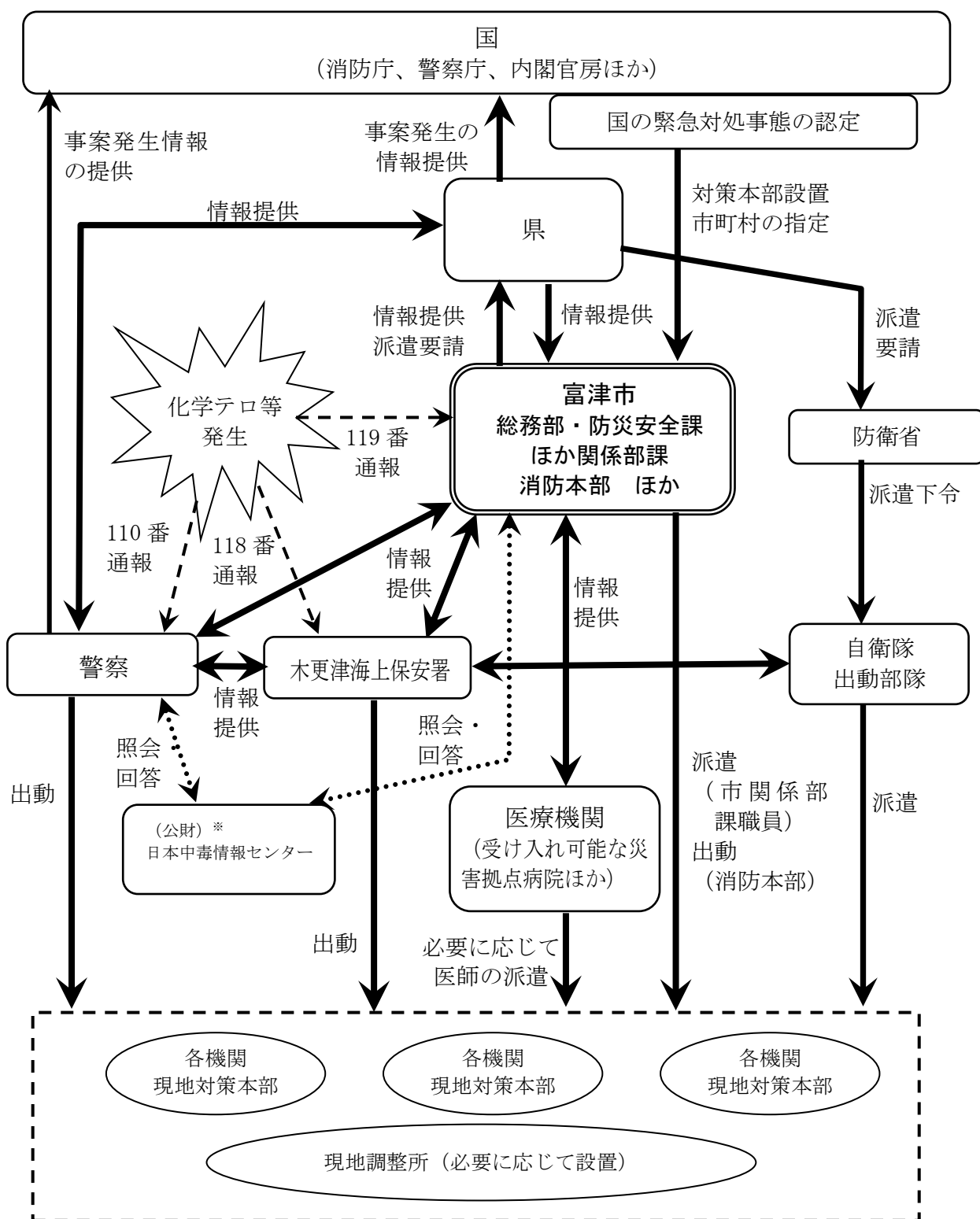


(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ」という。）

ア 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

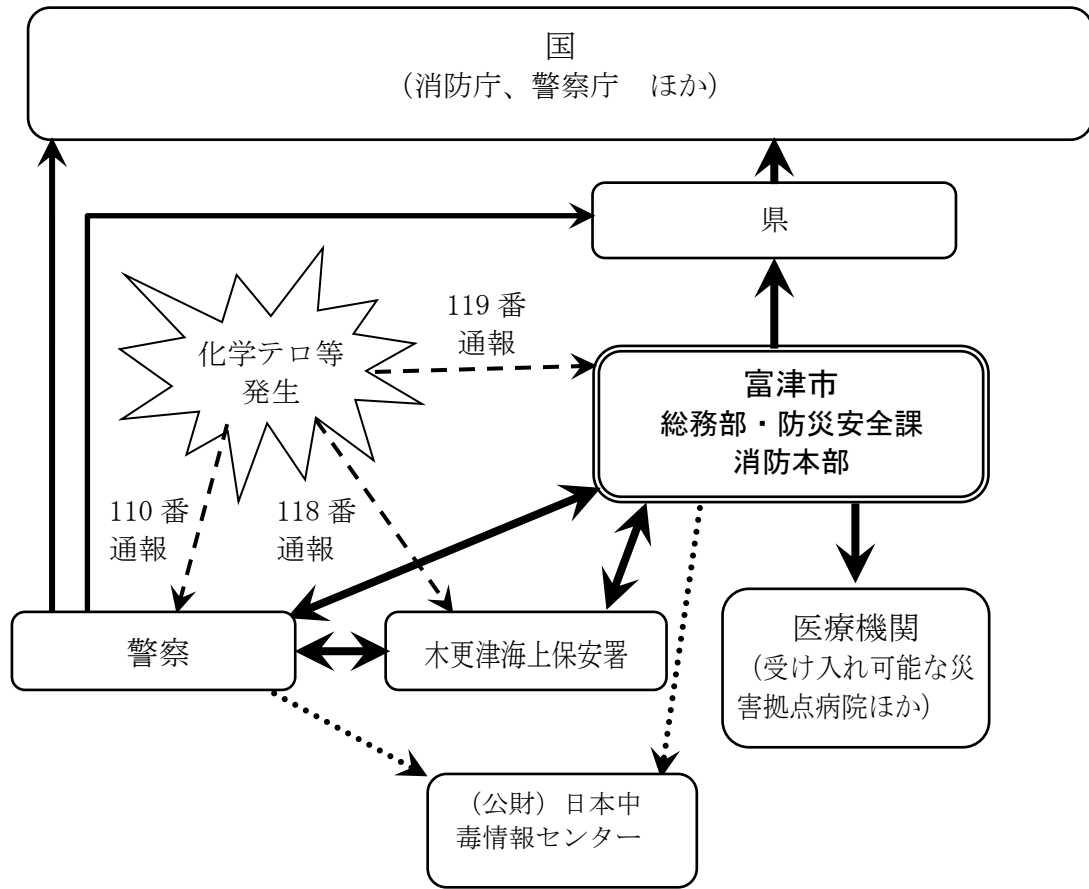
県	情報収集、情報提供、健康相談など
市	情報収集、情報提供など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
木更津海上保安署	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

イ 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※公益財団法人 日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う（除染剤、除染方法、処理方法など）。

ウ 化学テロ等発生時の連絡系統図

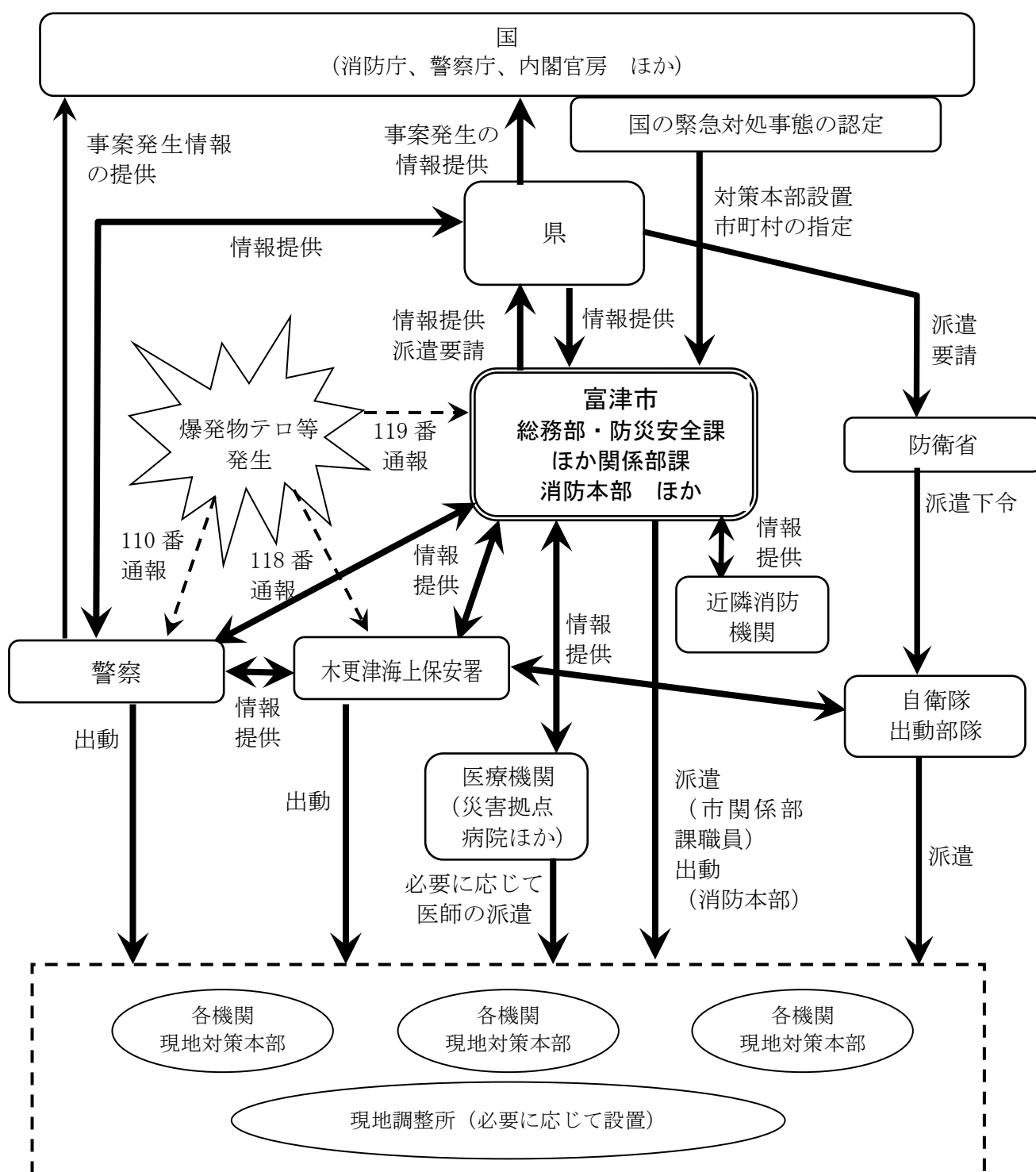


(4) 爆発物が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）

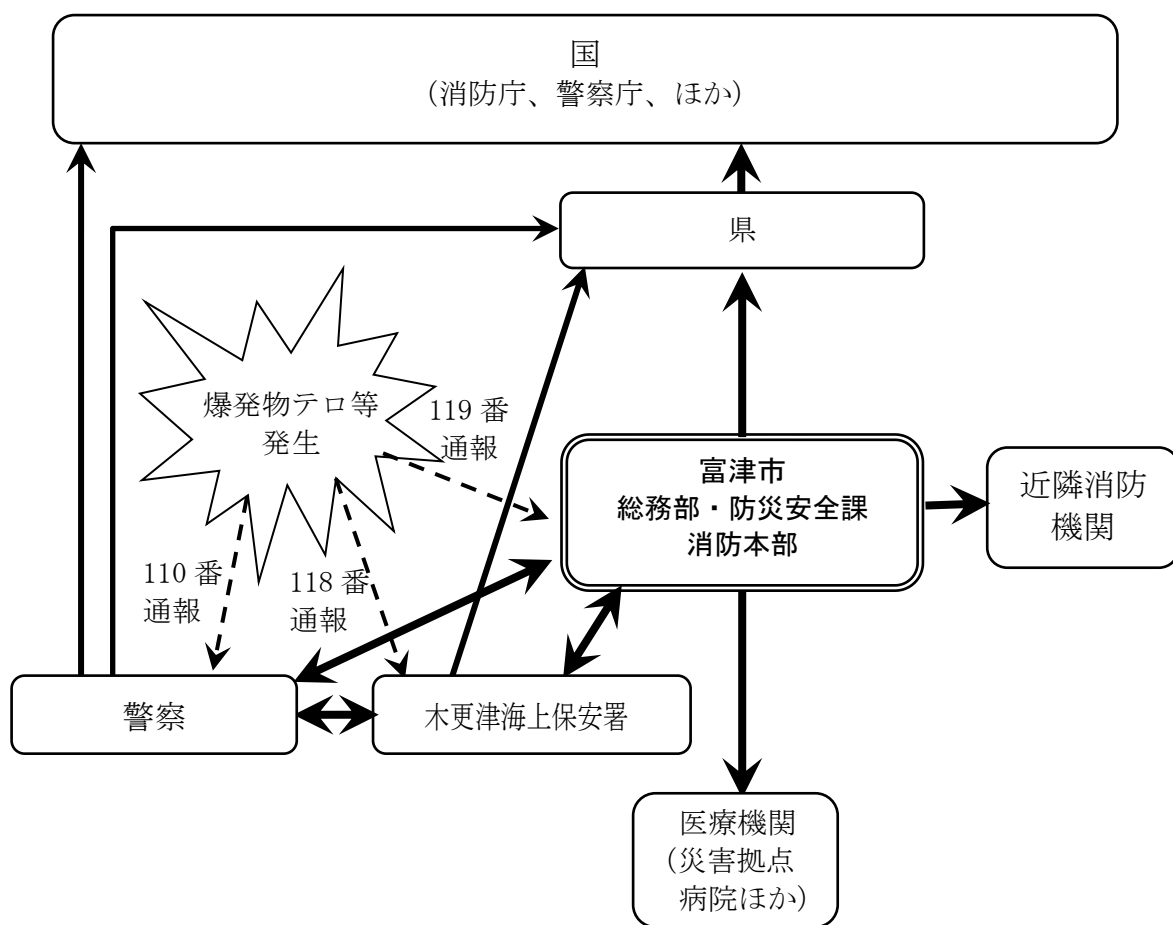
ア 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、（自衛隊派遣要請）など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
木更津海上保安署	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

イ 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



ウ 爆発物テロ等発生時の連絡系統図



第 4 緊急対処事態への対処上の留意点

節	項目
1	緊急対処事態における警報の通知及び伝達
2	特殊標章等の標章の取扱い
3	国民経済上の措置の取扱い

第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

1. 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を対象となる地域に通知及び伝達を行うものとする。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2. 特殊標章等の標章の取扱い

特殊標章等は、国際武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3. 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

節	項目	担当部・班等
1	基本的考え方	関係各部等
2	公共的施設の応急の復旧	本部班、総務班、環境班、 建設経済部

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

《関係各部等》

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

《本部班》

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

《本部班、総務班》

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めるものとする。

2. 公共的施設の応急の復旧

《本部班、総務班、環境班、建設経済部》

(1) ライフライン施設に係る復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 県への報告及び復旧に係る措置

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第 2 章 武力攻撃災害等の復旧

節	項目	担当部・班等
1	国における所要の法制の整備等	
2	市が管理する施設及び設備の復旧	関係各部等

第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧を行うこととし、武力攻撃災害等の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2. 市が管理する施設及び設備の復旧

《関係各部等》

市は、武力攻撃災害等により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

節	項目	担当部・班等
1	国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求	関係各部等
2	損失補償及び損害補償	関係各部等
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	財務班
4	他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁	財務班

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

《関係各部等》

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2. 損失補償及び損害補償

《関係各部等》

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん

《財務班》

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4. 他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁

《財務班》

市は、国民保護措置等の実施において他の市町村長等の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁するものとする。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした市町村長等に費用の一時立て替え支弁を求めるものとする。

富津市国民保護計画の作成及び変更の経緯

平成19年 1月 作成

平成29年 4月 変更

令和 5年11月 変更

富津市国民保護計画

編集 富津市国民保護協議会

事務局 富津市総務部防災安全課

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地

電話 0439 (80) 1266
